次期「杜の都環境プラン」 中間案に向けた検討資料

※ 本資料は、これまでの環境審議会及び検討部会での 議論を踏まえ、中間案に向けた検討資料としてとり まとめたものです。

今後の議論に加え、現在見直しが進められている関連計画の議論等を踏まえ、適宜見直しを行います。

もくじ

第	草	はじめに	
١	位置	づけ・役割	1
2	計画:	期間	1
第2	2章	改定にあたって	
ı	改定	の背景	2
2	今後	の方向性	
第:	3章	目指す環境都市像	
ı	環境	都市像	10
2	環境	都市像の実現に向けた施策体系	11
第4	4章	分野別の環境施策	
ı	脱炭	素都市づくり	12
2	自然	共生都市づくり(生物多様性地域戦略)	21
3	資源	循環都市づくり	30
4	快適	環境都市づくり	36
5	行動	できる人づくり(環境教育等行動計画)	44
第!	5章	重点的な取り組み	51
ı	輝く	!グリーン&クリーン都市プロジェクト	52
2	つな	がる!エネルギー循環プロジェクト	55
3	広が	る!エコアクションプロジェクト	54
第(6章	推進のための取り組み	55
ı	環境	配慮の指針	55
2	計画	の推進体制	65
3	計画	の進捗管理	64
4	市の	率先行動の推進	64
5	SDGs	との関係	65

第1章 はじめに

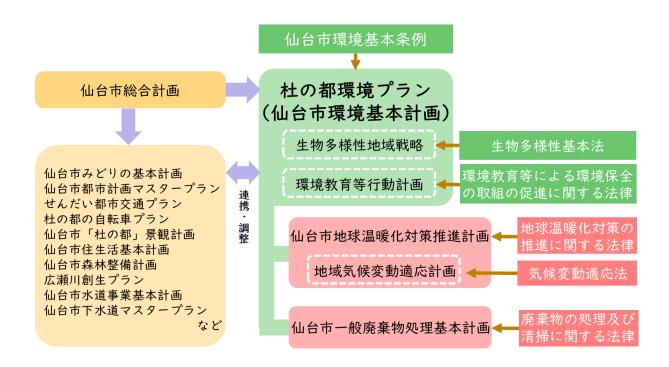
Ⅰ 位置づけ・役割

「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」は、仙台市環境基本条例第8条に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、市、市民、事業者等が 一体となって杜の都の環境づくりを進めるうえで、道しるべとなるものです。

本市の計画体系の中では、本計画は「仙台市総合計画」で掲げる環境面からの目指す都市の姿「杜の恵みと共に暮らすまち」を実現するための計画として位置づけられます。

各法令の規定により、策定が義務づけられている「地球温暖化対策推進計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」については、本計画の個別計画として位置づけます。策定が努力義務とされる「生物多様性地域戦略」及び「環境教育等行動計画」については、本計画に内包します。なお、「地域気候変動適応計画」については「仙台市地球温暖化対策推進計画」に内包します。

また、「仙台市みどりの基本計画」や「仙台市都市計画マスタープラン」等の関連計画についても、各計画に基づく施策や事業が本計画の考え方や方向性に沿って進められるよう、連携・調整を図ります。



2 計画期間

計画期間は、令和3年度(2021年度)から12年度(2030年度)までの10年間とします。 なお、計画期間中も、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 改定にあたって

| 改定の背景

(1) 環境施策をとりまく動向

① 社会状況の変化

本市のまちづくりの前提となる社会状況は大きな変化を迎えようとしています。

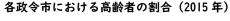
日本全体では人口減少が進む中、本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、2020 年頃をピークとして、今後は減少していくことが見込まれています。本市の人口構造は、高齢者の割合が他の政令市に比べて低いものの、2020 年には 4 人に | 人が高齢者になるなど、少子高齢化が進行しています。一方、外国人住民や留学生数は増加傾向にあり、今後さらにグローバル化が進むことが予想されます。

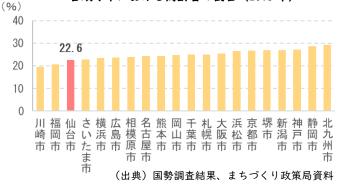
本市の産業構造は、市内に本社を置く企業のほとんどが中小企業であり、約9割が小売業や飲食業などの第3次産業が占めています。また、支店の占める割合は政令市の中で最も高く、市内事業所の所得が本社等のある市外へ流出していることが課題となっています。市内総生産は、震災からの復興需要を背景として、2012年度に増加しましたが、近年は横ばいの状況です。今後、復興需要の収束や、新型コロナウイルス感染症拡大による地域経済への影響に加え、人口構造の変化に伴う労働力の減少や消費行動の低下等により、経済規模の縮小が懸念されます。

社会、経済活動の基盤となる環境面においては、喫緊の課題である地球温暖化対策をはじめ、 生物多様性の確保、プラスチックごみや食品ロスへの対応など、その課題は多岐にわたります。 また、これらの課題は、社会、経済分野とも深く関わっており、今後は、環境面のみならず、 社会、経済面をも考慮した、新たな視点・考え方での取り組みが求められます。

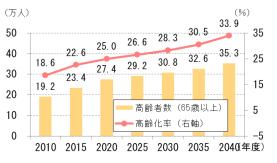
本市における人口の推移と見込み





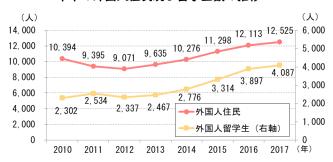


本市の高齢者数と高齢者の割合(高齢化率)の推移



(出典) 国勢調査結果、まちづくり政策局資料 ※2020 年以降は推計値

本市の外国人住民及び留学生数の推移



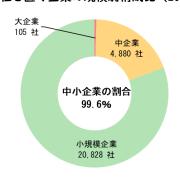
(出典) 外国人住民数:市民局資料 外国人留学生数:文化観光局資料

本市の産業別構成比(2016年度)

第 1 次産業 0.1 % (62事業所) 第 3 次産業 87.8 % (42,560事業所)

(出典) 平成28年(2016年)経済センサス活動調査を基に作成

本市に本社を置く企業の規模別構成比 (2016年度)



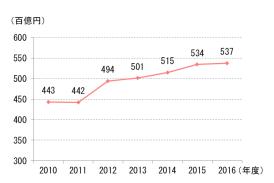
(出典) 都道府県・大都市別企業数(民営、非 | 次産業) (中小企業庁)

各政令市における支店等の割合(2016年度)



※全事業所数のうち、支店・支所・支社が占める割合 (出典)経済センサス-基礎調査結果(総務省統計局)

市内総生産(名目)の推移



(出典) 平成 28 年度 (2016年度) 仙台市の市民経済 計算を基に作成

② 持続可能な社会に向けた世界の動き

持続可能な社会に向けた動きは、1970~80年代に、地球規模での環境問題が深刻化する中で、「持続的な発展のためには、地球環境の保全が重要」との考え方が広まったことに端を発しています。1992年の「国連環境開発会議(地球サミット)」では、「環境と開発に関するリオ宣言」等が採択され、この考え方が世界共通の行動原則として具体化されました。こうした動きは、国や各自治体における環境基本法や環境基本条例等の制定、環境基本計画の策定へとつながっています。

近年、持続可能な社会に向けた世界の動きは拡大しており、2015年には、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動など、世界規模で深刻化するさまざまな課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」が国連で採択されました。

世界的に喫緊の課題である地球温暖化対策に向けては、2016年に「京都議定書」

SUSTAINABLE GALS 1 SEE 1 SEE 2 SEE 3 TOTORAL 4 ROBLINGE 4 ROBLINGE 5 SECTION 5 SECTION 6 SERRELY 6 SERRELY 7 SECTION 8 SERVE 9 SECTION 10 ANDORSE 11 SECTION 11 SERRELY 12 CORREL 12 CORREL 13 REBELLES 14 ROBLINGE 15 SOST 16 TOTORAL 17 SERVERLES 18 SERVERLES 18 SERVERLES 19 SECTION 10 SECTION 11 SERVERLES 12 CORREL 13 REBELLES 14 ROBLINGE 15 SOST 16 TOTORAL 17 SERVERLES 18 SERVERLES 18 SERVERLES 19 SECTION 10 SECTION 10 SECTION 11 SERVERLES 12 CORREL 13 REBELLES 14 ROBLINGE 15 SOST 16 TOTORAL 17 SERVERLES 17 SERVERLES 18 SERVERLES 18 SERVERLES 19 SECTION 10 SECTION 10 SECTION 10 SECTION 10 SECTION 11 SECTION 12 CORREL 13 SECTION 14 SECTION 15 SOST 16 TOTORAL 17 SERVERLES 18 SECTION 18 SECTION 19 SECTION 19 SECTION 10 SECTION 11 SECTION 12 SECTION 13 SECTION 14 SECTION 15 SECTION 16 SECTION 17 SECTION 18 SECTION 18 SECTION 18 SECTION 18 SECTION 18 SECTION 19 SECTION 19 SECTION 10 SECTION 11 SECTION 11 SECTION 11 SECTION 12 SECTION 13 SECTION 14 SECTION 15 SECTION 16 SECTION 17 SECTION 18 SECTION 18 SECTION 18 SECTION 19 SECTION 10 SECTION 11 SECTION

以降の新たな枠組みとして「パリ協定」が発効しました。パリ協定では、今世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すこと等が規定され、各国の対策が加速しています。また、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染が懸念される中、2019年の G20 大阪サミットでは、海洋プラスチックごみの削減に向けた国際的な枠組みを作ることで合意がなされました。これらを契機として、世界的な企業では、使用する電力をすべて再生可能エネルギーで賄う「RE100 (Renewable Energy 100%)」への参画や、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの削減に向けた代替資材の導入など、環境配慮の取り組みが拡大しています。また、金融機関や消費者も企業の環境配慮を評価するなど、社会、経済分野において環境を重視するとともに、環境への取り組みが企業価値の向上や質の高い生活につながるという考え方も広まっています。今後、本市においても、こうした動きを捉えながら、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。

(2)「杜の都環境プラン」に基づくこれまでの取り組み

本市では、「杜の都」の良好な環境を将来へと継承するため、 環境負荷の小さい持続的な発展が可能な都市を目指し、平成8年 (1996年)に「仙台市環境基本条例」を制定しました。翌年3月 には、条例に基づく環境基本計画として「杜の都環境プラン」(計 画期間:平成9年度~平成22年度)を策定しています。この計 画では、目指す環境都市像として、「『杜』にまなび、『杜』とい きる都」を掲げ、人口増加や市街地の拡大に伴う、自動車公害の 深刻化、自然生態系への影響、廃棄物の増加などの課題に対応す るため、公害防止対策や自然環境の保全、ごみ減量・リサイクル などの取り組みを進めました。





平成 23 年 (2011 年) 3 月には、計画期間の満了に伴い、新たな「杜の都環境プラン」(計画期間:平成 23 年度~令和 2 年度)を策定しました。この計画では、これまでの計画の理念や考え方を継承しつつ、地球温暖化や生物多様性の確保等の重要な課題に対応するため、目指す環境都市像として「『杜』と生き、『人』が活きる都・仙台」を掲げ、低炭素都市づくりや資源循環都市づくり、自然共生都市づくりなどに取り組んできたところです。平成23 年 (2011 年) 3 月に発生した東日本大震災からの復旧・復興に向けては、震災廃棄物をいち早く適正に処理したほか、東部地域の農業やみどりの再生などに取り組んできました。また、本市は、防災と環境を基軸とした「防災環境都市づくり」を進めており、

平成 28 年 3 月に計画を改定した際には、新たに防災の視点を取り入れ、環境にやさしく、災害にも強い分散型エネルギーの普及等に取り組んでいます。こうした取り組みにより、この計画で掲げる定量目標については、温室効果ガス排出量など一部の項目の進捗に遅れが見られるものの、ごみの総量や自然環境の保全、日常生活における環境配慮行動の実践状況など、多くの項目で概ね良好な結果となっています。

先人から受け継がれてきた杜の都の良好な環境は、本市の重要な都市個性であり、まちづくりの基盤です。本市が、将来にわたり魅力的な都市として持続的に発展していくためには、良好な環境を保全・継承することはもとより、今後は、本市の強みを活かしながら、環境面から都市の質を高め、まちの成長へとつなげていくことが重要です。

「杜の都環境プラン(計画期間:平成23年度~令和2年度)」における定量目標の進捗状況

定量目標	直近の状況	評価*
① 温室効果ガス排出量 令和 2 年度 (2020 年度) における排出量を平成 22 年度 (2010 年度) 比 で 0.8%以上削減します。 【目標値:764 万 t-CO ₂ 以下】	821 万 †-CO ₂ (平成 29 年度) <速報値>	Δ
② ごみの総量 令和 2 年度(2020 年度)に 360,000† 以下とします。	370,566† (平成 30 年度)	0
③ リサイクル率 令和2年度(2020年度)に35%以上とします。	29% (平成 30 年度)	Δ
④ 燃やすごみの量 令和2年度(2020年度)に305,000+以下とします。	322,515t (平成 30 年度)	Δ
⑤ みどりの総量(緑被率) 令和 2 年度 (2020 年度) におけるみどりの総量について、現在の水準を 維持・向上させます。 【基準値:平成 21 年度 (2009 年度) 78.8%】	79.3% (平成 26 年度)	©
⑥ 猛禽類の生息環境 生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。	オオタカ及びサ シバについて、 生息適地の減少 が見られる (平成 26 年度)	Δ
⑦ 身近な生きものの認識度 市民の認識度を現在よりも向上させます。 【基準値:平成 22 年度(2010 年度)440.7%】(9 種合計 900%中の値)	505.3% (令和元年度)	0
⑧ 環境基準の達成状況 大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下 限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成して いる場合にはより良好な状態を維持します。	大気汚染・水質 汚濁・騒音に係 る基準について 一部非達成 (平成30年度)	0
⑨ 環境に関する満足度令和2年度(2020年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。【基準値:平成20年度(2008年度)213.0%】(8項目合計800%中の値)	209.2% (平成 30 年度)	0
⑩ 日常生活における環境配慮行動 令和2年度(2020年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上しています。 【基準値:平成20年度(2008年度)632.3%】(19項目合計1,900%中の値)	638.0% (平成 30 年度)	0

※ ◎:達成、○:概ね達成または達成見込み、△:未達成または達成困難

(3) 仙台市の強み

○ 多様な自然環境とそのつながり

本市は、市域の約8割がみどりに覆われており、その割合の大きさは、政令市の中で第2位と、豊かな自然環境を有しています。

また、市域は奥羽山脈から太平洋岸までの広がりを持ち、その地形の連続性の中に、原生的な森林や里地里山をはじめ、市街地のみどり、東部に広がる農地、源流から河口まで流れている河川、多様な生きものが生息する干潟や砂浜など、多様で多彩な自然環境がつながりをもって分布しています。

これらの自然環境は、私たちにきれいな空気や水、食料等を供給してくれるだけではなく、安らぎや潤いを与えてくれるなど、私たちの豊かな暮らしを支えるとともに、本市の都市個性である「杜の都」を特徴づけています。

〇 都市と自然のバランスがとれたまち

本市は人口 100 万人を超える大都市でありながら、定禅寺通に代表される緑美しいケヤキ並木や、都心を流れる清流・広瀬川、市街地に近接する青葉山など、都市機能と豊かな自然環境が調和した魅力的な都市空間を形成しています。また、居久根や四ツ谷用水など、自然の恵みを暮らしやまちづくりに活かしてきた歴史があり、現在もケヤキ並木などのみどりの空間を活用し、青葉まつり等のイベントが行われ、市外からも多くの人々が訪れています。

こうした「杜の都」の美しい自然や生活環境は、この地に住まう人々によって今日まで大切に守り育まれてきました。現在も多くの市民が、仙台を住みやすいと感じる理由として自然環境に恵まれている点をあげるなど、都市と自然のバランスがとれたまちの姿は本市の大きな魅力となっています。

〇 市民協働で環境課題に取り組む力

東北の中枢都市である本市には、多くの事業所や大学などの高等教育機関が立地し、「学都」 としての知的資源や人材が集い、市民団体等による市民活動や、町内会等による地域における 活動も盛んに行われています。

また、本市には「杜の都」の環境をよりよいものとしていくという共通の目標のために、お互いの立場を越えて協力し解決してきた歴史があります。昭和 30 年代以降、急速に都市化が進み、公害問題が深刻化する中、市民と行政が一体となって、「健康都市宣言(昭和 37 年 (1962年))」や「公害市民憲章(昭和 45 年 (1970年))」を制定するとともに、自動車のクラクション騒音に端を発する「町を静かにする運動」や、汚濁が進んだ河川の浄化運動、「脱スパイクタイヤ運動」等の市民運動が行われてきました。

こうした、よりよい環境づくりのために協力して問題の解決に挑む市民協働の精神は、今日 まで引き継がれており、現在も、環境づくりに関わる活動経験や専門性を持った多様な主体が 協働し、さまざまな環境課題に取り組んでいます。

<各地域の主な特徴等>

山側

まち

- 原生的な森林などの豊かな自然環境
- 自然環境が保全された国定公園や 県立自然公園等
 - 美しい自然景観
 - 広瀬川や七北田川などの親水空間
- 公園や街路樹など、市民に安らぎを 与えるみどり
 - 地下鉄を軸として都市機能が集積
 - 干潟や砂浜、河口など多様な生物が 生育・生息する自然環境
- 食料生産や洪水調節機能等を有する農地の 広がり
 - 震災からの復興を契機とした市民活動の 活性化

- 本市の水資源を支える水源地
- CO₂吸収、土砂災害防止、農作物や木材 の供給等、多様な機能を有する里地里山
- 地域に根差した歴史や文化
- 人口や産業が集中
- 大学生や留学生、転勤者など短期間の 居住者が多い
- 快適な生活環境の確保が求められる住宅地
- 毎岸公園などの自然との、ふれあいの場や、 貞山堀などの文化的資源
- 海側
- 地域に根差した歴史や文化
- 仙台港を中心とした産業・物流機能

2 今後の方向性

環境施策をとりまく動向等や本市の強みを踏まえ、今後、本市が持続可能なまちを実現するために目指すべき方向性を、以下のとおりとします。

(1) 仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着

持続可能な社会の構築に向けては、あらゆる主体が毎日の営みの中で環境に配慮した行動を 実践していくことが重要であり、市民一人ひとりの意識の変革が求められます。

本市には、豊かで多彩な自然環境がつながりをもって分布しているという自然地理的な特色に加え、環境づくりに関わる活動経験や専門性を持った多様な主体が多く存在しているという強みがあります。こうした場や人材を活かして気づきや学びの機会を創出し、無理なく真似したくなるような環境配慮行動を広めることにより、仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ります。

(2) 資源の活用と市域内での循環

従来の環境施策は、良好な環境を保全することが重視されてきました。しかしながら、環境 課題が多岐にわたり、社会や経済分野とも深く関わっている今日においては、環境保全はもと より、本市の強みである豊かな自然環境や、環境課題に取り組む市民の力を資源として捉え、 積極的に活用していく視点が必要です。

そこで、人口や産業が集中し、社会経済活動の中心となる都市部と、山から海まで広がる恵み豊かな自然環境がつながりを持って分布している本市の地の利を活かし、各地域の特色ある 資源を活用しながら、市域内での循環を図ります。

(3) 仙台を起点とした環境価値の創造・発信

これまで、環境への取り組みは、どちらかと言えば、経済成長や快適な生活と相反するものというイメージを抱かれがちでしたが、近年、SDGs などを背景として、環境への取り組みが企業価値の向上や質の高い生活につながるとの考え方が広まっています。

そのため、本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進するとともに経済の活性 化や心の豊かさ、まちの品格・風格の向上を図るなど、新たな環境価値を創造し、まちの成 長へとつなげていくことが重要です。

また、市民のみならず、進学や転勤を機に本市に一時的に居住する人々や、観光などで本 市を訪れる人々に、本市で環境価値を実感してもらい、それを新たな場所で広めてもらうな ど、本市を起点として環境価値の発信を図ります。

第3章 目指す環境都市像

| 環境都市像

本市の重要な都市個性であり、まちづくりの基盤となる「杜の都」の良好な環境を維持・向上させ、将来へと確実に継承するとともに、本市の強みを活かしながら、魅力的な都市として持続的に発展していくことを目指し、本計画では、2I世紀半ばを見据えた環境都市像として「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を掲げます。

また、前章で整理した今後の方向性等を踏まえ、この環境都市像のもと、目指すまちのあり方を次のとおり掲げます。本市がこのようなまちを実現することは、世界全体での持続可能な社会の構築につながります。

【環境都市像】

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

~目指すまちのあり方~

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

持続可能な社会の構築に向けては、一人ひとりが環境 に配慮したアクションを起こすことが重要です。

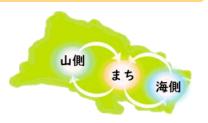
環境配慮行動が、まち全体の成長につながるという考え方が共有され、**多様な主体が連携・協力しあう**ことにより、**仙台らしい、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルが定着したまち**を目指します。



また、こうした行動のあり方を**「杜の都スタイル」として内外に発信**します。

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

本市の強みである、多様な自然環境や、自然と調和した都市環境、そして環境課題に取り組む市民の力を「杜の都」の資源として捉え、最大限活かすとともに、地域や人をつなぎ、市域内での循環を図る持続可能なまちを目指します。



「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

近年、環境への取り組みは、企業価値の向上や質の高い 生活につながるとの考え方が広まっています。

本市の強みを活かしながら、環境への取り組みを推進し、 あわせて経済の活性化や、心の豊かさ、まちの品格・風格 も向上させ、環境と成長の好循環が生まれ、続いていくま ちを目指します。



また、仙台を起点として環境価値を広め、杜の都のブランドカの向上を図ります。

2 環境都市像の実現に向けた施策体系

環境都市像の実現に向けて、「脱炭素都市づくり」、「自然共生都市づくり」、「資源循環都市づくり」、「快適環境都市づくり」、これらに共通する「行動できる人づくり」の5つの分野別施策を推進します。

各分野においては、長期的な目標となる目指す都市の姿とともに、指標となる定量目標を設定 し、プランの進捗管理を図ります。

さらに、環境都市像の実現に向けた重点的な取り組みとして3つのプロジェクトを推進します。

【環境都市像】

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

~目指すまちのあり方~

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します

「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

【分野別施策】

脱炭素都市づくり

- ① 脱炭素型のまちの構造をつくる
- ② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める
- ③ 環境にやさしい交通への転換を進める
- ④ 脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる
- ⑤ 気候変動によるリスクに備える
- ① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る
 - ② 恵み豊かな里地里山を活性化させる
 - ③ グリーンインフラをまちづくりに活かす
 - ④ 自然や生きものへの愛着をはぐくむ

資源循環都市づくり

自然共生都市づくり

(生物多様性地域戦略)

- ① 資源を大切に使う行動を定着させる
- ② 資源の有効利用を進める
- ③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する

快適環境都市づくり

- ① 健康で快適な生活環境を保全する
- ③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める

② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する

行動できる人づくり (環境教育等推進行動計画)

- ① 環境にやさしい行動の輪を広げる
- ② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

【重点的な取り組み】

輝く! グリーン&クリーン都市 プロジェクト つながる! エネルギー循環 プロジェクト 広がる! エコアクション プロジェクト

第4章 分野別の環境施策

Ⅰ 脱炭素都市づくり

(1) 目標

目指す都市の姿

活力や快適性を備えながら、脱炭素化と気候変動への適応が実現したまち

定量目標

地球温暖化対策推進計画において検討中

(2) 現状と課題

地球温暖化による気候変動や自然災害の増加は、世界的に喫緊の課題となっています。本市においても、近年は、平均気温が上昇傾向にあり、大雨の日数が増加傾向にあるなど、その影響が表れはじめています。

本市では、平成 28 年 (2016 年) 3 月に策定した地球温暖化対策推進計画において、「パリ協定」を踏まえた国の目標を上回る温室効果ガス削減目標を設定し、低炭素都市づくりを推進してきました。また、震災の経験を踏まえ、環境にやさしく、災害にも強い分散型エネルギーの普及や、市民、事業者との協働による省エネ、創エネ、蓄エネの 3 E の普及啓発等にも取り組んでいます。こうした取り組みにより、近年、市域からの温室効果ガス排出量は減少傾向にあるものの、依然として震災前より高い水準で推移しています。

国際社会では、パリ協定の発効を踏まえ、世界全体で、温室効果ガス排出量の実質ゼロに向けた取り組みが加速しています。国においても、令和元年(2019年)6月に策定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」の中で、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すことを掲げています。

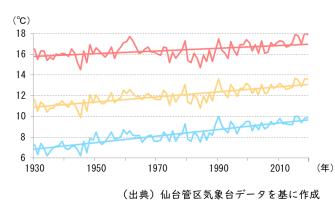
また、近年の気候変動による影響の深刻化を踏まえ、平成30年(2018年)12月には「気候変動適応法」が施行され、これまでの温室効果ガスの排出抑制を図る「緩和策」に加え、今後は、気候変動による影響にあらかじめ備え、リスクの低減を図る「適応策」をあわせて進めていくことが求められています。

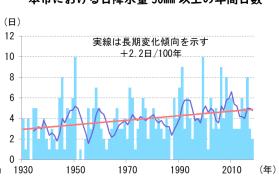
こうした状況の中、本市では、令和元年(2019 年)10 月に「仙台市地球温暖化対策等の推進に関する条例」を制定しました。本市は、真夏日と真冬日の合計日数が政令市の中で最も少ないなど、穏やかな気候に恵まれています。この良好な環境を確保していく上でも、今後は、脱炭素社会の実現を目指し、地域経済の発展及び市民生活の向上との調和を図りながら、市民や事業者等と協働し、温室効果ガス排出削減の取り組みを加速していくことが必要です。

具体的には、都市機能を集約し、エネルギー効率の高いコンパクトなまちづくりを進めるとともに、エネルギーの地産地消を進め、災害にも強い脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進めることが重要です。また、排出量の約6割を占める事業活動からの温室効果ガス排出削減を効果的に進めることに加え、全国と比べて、運輸部門や家庭部門からの排出割合が大きいという本市の特徴を踏まえ、環境にやさしい交通への転換や脱炭素なライフスタイルの定着等を図ることが必要です。さらに、これらの緩和策に加え、気候変動への適応を進めていくことが求められます。

本市における気温の変化傾向

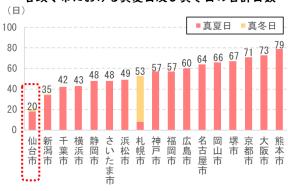
本市における日降水量 50mm 以上の年間日数





(出典) 仙台管区気象台データを基に作成

各政令市における真夏日及び真冬日の合計日数

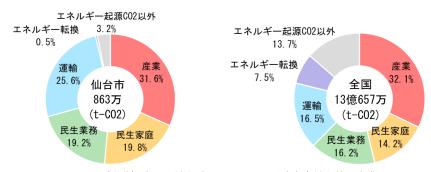


※年間の真夏日は最高気温 30℃以上、真冬日は最高 気温 0℃未満の日数。平年値(1981~2010年の30年 の平均値) (出典) 気象庁資料

本市における温室効果ガス排出量の推移



全国との部門別温室効果ガス排出量割合の比較(2016年度)



(出典) 全国の排出量については、環境省資料を基に作成

(3) 施策体系(地球温暖化対策推進計画において検討中)

脱炭素都市づくり

- ① 脱炭素型のまちの構造をつくる
 - -ア 脱炭素型の都市の骨格をつくる
 - └─イ 自然の働きを活かしたまちづくりを進める
- ② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める
 - ア エネルギーの地産地消を進める
 - イ 脱炭素型の建築物の普及を進める
- ③ 環境にやさしい交通への転換を進める
 - ア エネルギー効率の高い公共交通体系の構築と利活用を進める
 - └ イ 環境にやさしい交通手段の利用を促す
- ④ 脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる
 - └─ ア 行動の輪を広げる
- ⑤ 気候変動によるリスクに備える
 - 一ア 適応策を推進する

(4) 施策の方向

① 脱炭素型のまちの構造をつくる

都市機能を集約・最適化することで、コンパクトでエネルギー効率の高いまちづくりを進めます。また、杜の都の豊かな自然環境を保全し、その機能を十分に活かした脱炭素型の都市構造を形成していきます。

ア 脱炭素型の都市の骨格をつくる

- コンパクトでエネルギー効率の高いまちづくりを進めるため、地下鉄沿線の十文字型の 都市軸において、土地の高度利用や都市機能の集積を図ります。
- 2 仙台駅を中心とした都心部においては、商業・業務機能や文化・芸術機能など、東北の中枢都市にふさわしい都市機能の強化・拡充を図ります。
- 3 都市圏の活動を支える広域拠点(泉中央地区及び長町地区)や都市の活力を支える機能拠点(仙台塩釜港周辺及び青葉山周辺)においては、都心との機能分担や連携を踏まえ、それぞれの拠点としてふさわしい都市機能の強化・充実を図ります。
- 4 鉄道沿線区域においては、交通利便性を活かし、暮らしに必要な都市機能の充実や快適 な居住環境の形成を推進します。
- 5 市街地の拡大は抑制することを基本とし、郊外区域においては、良好な住環境の保全や 地域特性に応じたまちづくりを進めます。
- 6 機能集約型のまちづくりを支える都市計画道路の整備を進めるとともに、交差点改良や 路上駐車対策等により、道路交通の円滑化を図ります。

イ 自然の働きを活かしたまちづくりを進める

- □ 環境保全や土地利用規制等に関する関係法令を適正に運用し、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全に努めます。
- 2 市有林の適切な整備や私有林に対する経営管理支援を行うとともに、市民団体等による 保全活動や持続可能な木材利用を促進することにより、森林の保全・整備に努め、二酸 化炭素吸収機能の維持向上を図ります。
- 3 太平洋から東部の田園地域を抜ける海風の流入確保や、都心を流れる広瀬川の保全、市 街地における緑化の推進等により、ヒートアイランド現象の緩和を図るなど、自然の働 きを活かしたまちづくりを進めます。

② 脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進める

再生可能エネルギーの普及を拡大するなど、エネルギーの地産地消を進めます。また、エネルギー性能の高い建築物の普及を図り、災害にも強い脱炭素型のエネルギーシステムの構築を進めます。

ア エネルギーの地産地消を進める

- 太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーについて、周辺環境に配慮しながら、普及拡大を進めます。
- 2 再生可能エネルギーや、エネルギー性能が高い設備・技術等を公共施設へ積極的に導入 するとともに、民間施設への普及を図り、再生可能エネルギーの利用拡大に努めます。
- 3 事業者と連携し、地域材を活用した木質バイオマス発電を推進します。
- 4 食品廃棄物や剪定枝などの廃棄物系バイオマスについて、エネルギー利用を促進します。また、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出を削減するため、ごみの減量や資源の有効利用に向けた取り組みを進めます。
- 5 ごみ焼却により発生する熱を活用した発電や、温水プール等への熱供給等について、清掃工場の改修等にあわせ、さらなる高効率化を図ります。また、発電した電気を有効活用するため、市有施設における積極的な利用等について検討します。
- 6 下水処理施設で発生する下水汚泥について、再生可能エネルギーとして活用します。
- 7 地域の再生可能エネルギーやコージェネレーション (熱電併給) システムなど、防災性 の高い分散型エネルギーシステムの導入を促進します。
- 8 エネルギーの交換ロスがない、太陽熱や地中熱、下水熱などの熱エネルギーの普及拡大 を進めます。
- 9 水素エネルギーや、化石燃料に代替しうるバイオ燃料の利用促進を図ります。
- 10 重油等を燃料とする設備から、熱量当たりの二酸化炭素や大気汚染物質の排出の少ない 天然ガスを主原料とする都市ガスへの積極的な転換を促進します。
- II 消費電力のピークシフトや停電時の電力供給に活用できる蓄電池等の普及拡大を図ります。

イ 脱炭素型の建築物の普及を進める

- 都心部における建築物の建替や改修等の機会を捉え、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー ビルディング)などのエネルギー性能の高い建築物の整備を促進します。また、複数の 建築物でエネルギーを効率的に利用するなどの面的なエネルギー利用を促進します。
- 2 環境アセスメント制度や、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省 エネ法)に基づく届出などを活用し、建築物のエネルギー性能の向上を図ります。
- 3 事業活動からの温室効果ガス排出削減を推進する「温室効果ガス削減アクションプログ ラム」等により、事業者の再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進します。
- 4 公共施設の新築や改修等においては、建物の断熱性能を高めるとともに、太陽光発電や 地中熱を利用したヒートポンプ等の再生可能エネルギー、最新の省エネルギー・高効率 設備等について積極的な導入に努めます。
- 5 住宅の断熱化や省エネルギー機器等の導入を促進するなど、ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー住宅)をはじめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の普及を図ります。
- 6 地球温暖化への影響が大きいフロン類や一酸化二窒素 (病院における麻酔剤等)等について、適正な管理・回収が行われるよう周知啓発を図ります。

③ 環境にやさしい交通への転換を進める

環境負荷が小さく、快適で安全に利用できる公共交通体系の構築とその利活用を進めます。また、健康増進にもつながる徒歩や自転車など、環境にやさしい交通手段が選択されるような取り組みを進めます。

ア エネルギー効率の高い公共交通体系の構築と利活用を進める

- 鉄道利用を促進するため、乗り継ぎ駅の利便性を向上するなど交通結節機能を強化するとともに、駅にアクセスするバスの拡充を図るなど、鉄道を基軸とする交通ネットワークの充実を図ります。
- 2 都心直行型のバスによる移動が基軸となっている地域において、バス幹線区間を導入 し、定時性や速達性を確保するなど、都心へのアクセス性の向上を図ります。
- 3 市民、交通事業者、行政の適切な役割分担のもと、日常生活を支える地域交通の確保に 取り組みます。
- 4 利用しやすい運賃制度や IC 乗車券の普及拡大、駅やバス車両等のバリアフリー化など、 利用者の利便性の向上を図ることにより、公共交通の利用を促進します。
- 5 市民、交通事業者、企業等との協働により、公共交通の利便性の高さや環境負荷の小さ さなどの周知を行い、自動車から公共交通への転換を促進する「モビリティ・マネジメ ント」を推進します。

イ 環境にやさしい交通手段の利用を促す

- 出発地から目的地まで、利用者にとって最適な経路を示し、複数の移動手段やその他のサービスを含む情報を提供する MaaS (Mobility as a Service) の構築を検討します。
- 2 自転車走行空間の整備や駐輪場の確保等を進めるとともに、自転車の楽しみ方やルール・マナーの周知を図りながら、自転車の利用を促進します。また、コミュニティサイクルについて、一層の利用拡大を図ります。
- 3 都心部において、道路空間の再構成等により歩行空間を確保するとともに、地域による まちづくり活動と連携し、にぎわいを創出するなど、歩いて楽しい空間づくりを進め、 徒歩での移動を促進します。
- 4 ハイブリッド自動車やプラグインハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の 普及を進めるとともに、環境にやさしいエコドライブを推進します。
- 5 市が保有する公用車について、率先して次世代自動車の導入を進めるとともに、水素バスや電気バスの導入を検討します。

④ 脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

日常生活や事業活動の中で、温室効果ガス排出削減につながる行動を誘導・促進する仕組みを整えます。また、気づきや学びの機会を提供し、市民や事業者の環境配慮行動の輪を広げます。

ア 行動の輪を広げる

- 省エネなどの取り組みの「見える化」や、ポイント・特典などのインセンティブを設けるなど、日常生活や事業活動における温室効果ガス排出削減につながる行動を誘導します。
- 2 温室効果ガス排出が少ないなど、環境負荷の小さい商品やサービスの選択を促す「COOL CHOICE」を推進します。
- 3 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出削減に向けて、プラスチックごみや食品ロスの削減 など、資源を有効かつ大切に使う行動の定着を図ります。
- 4 事業者との連携による「温室効果ガス削減アクションプログラム」の推進や、環境マネジメントシステムの導入促進等により、事業活動における温室効果ガス排出削減とエネルギーコストの削減を進めます。
- 5 地元企業や大学等と連携し、次世代エネルギーの研究開発を促進するなど、脱炭素ビジネスの推進を図ります。
- 6 行政による支援や金融機関への働きかけ等により、事業者による環境投資の促進を図ります。
- 7 企業等の気候変動対策を促す RE100 や CDP 等の国際的な取り組みについて、普及を図ります。
- 8 市民団体や事業者、大学等と連携し、環境教育・学習の推進や周知啓発を強化するなど、 行動や実践につながる気づきや学びの機会の充実を図ります。
- 9 市民や事業者などの先進的な取り組みや優れた取り組みについて、評価・認定するとと もに、情報発信を行うなど、意識の向上や行動への誘導を図ります。
- 10 市民や事業者等と協働して、省エネ・創エネ・蓄エネの3Eの普及啓発を図る「せんだい E-Action」において、市民参加型のキャンペーンやイベント等を実施するなど、市民の環境配慮行動の促進を図ります。

⑤ 気候変動によるリスクに備える

激甚化する自然災害をはじめ、農産物の収量や品質の低下、熱中症による健康被害など、 気候変動影響によるリスクに備える適応策に取り組みます。

ア 適応策を推進する

- □ 現在及び将来予測を含めた気候変動に関する最新情報の収集を行うとともに、関係機関との情報共有や連携を図ります。また、気候変動への適応の重要性や具体の取り組みについて、必要な情報発信や周知啓発を行います。
- 2 激甚化する自然災害を踏まえ、強靭な都市基盤づくりを進めるとともに、ハザードマップの周知や迅速な情報提供等により、被害の軽減を図ります。
- 3 市街地における雨水流出抑制対策やヒートアイランド現象の緩和等につながるグリーンインフラの活用を進めるとともに、森林や農地の保全など生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) の取り組みを推進します。
- 4 暑熱による健康被害の防止を図るため、熱中症の適切な予防方法や対処方法について注 意喚起を行います。また、市街地の緑化や緑のカーテンの普及等により、市街地におけ る熱環境の改善に努めます。
- 5 農作物への影響を回避・低減するための対策等について周知啓発に努めます。

2 自然共生都市づくり(生物多様性地域戦略)

(1) 目標

目指す都市の姿

豊かな自然環境や生物多様性が大切にされ、その恵みが持続的に活かされるまち

定量目標

みどりの総量 (緑被率)

みどりの総量(緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます

猛禽類の生息環境

生態系の頂点に位置し、良好な里地里山環境の指標となる猛禽類 (オオタカ・サシバ) の生息環境を維持・向上させます

身近な生きものの認識度

身近な生きもの(9種)について、全ての種における市民の認識度*を現在より も向上させます

※ カエルやカッコウ等について、過去 | 年間に見た・鳴き声を聞いたと回答する人の割合

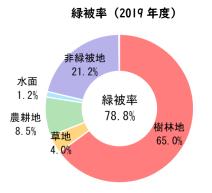
(2) 現状と課題

地球上のすべての生きものは互いにつながり、関わりあいながら生きています。きれいな空気や水、食料などは多くの生きものによってもたらされており、私たちの暮らしは「生物多様性」からの恵みによって支えられています。しかしながら、近年、地球温暖化や開発による影響等により、地球全体で約 100 万種の生物が絶滅の危機にあり、人間の生活に深刻な影響が出ていることが報告されるなど、生物多様性の保全が世界的な課題となっています。

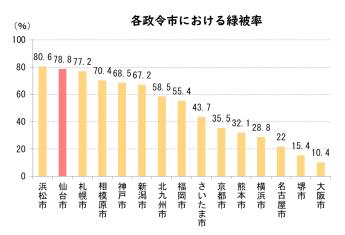
本市は、市域の約8割がみどりに覆われ、山から海までの広がりの中に、豊かな森林や里地里山、市街地のみどり、河川や砂浜など、多様な自然環境がつながりをもって分布しています。こうした「杜の都」の豊かな自然環境は、本市の重要な都市個性であり、豊かな暮らしを支える生物多様性とともに、将来へと確実に保全・継承していくことが求められます。

特に、市街地に近接して広がる里地里山は、生きものの重要な生育・生息環境であると同時に、食料の供給や二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止など多様な機能を有しており、今後も適切に維持管理を行うとともに、積極的な活用が求められます。一方、イノシシ等の野生動物による農作物被害が増加傾向にあり、適切な対策を行うなど、野生動物との適切な関係づくりが求められます。また、豊かな自然環境や生物多様性の保全に向けては、本市の自然や生きものの魅力を発信するとともに、ふれあいの機会の充実を図るなど、自然や生きものへの理解や関心を深めていくことが必要です。

加えて近年は、市街地の雨水管理やヒートアイランド現象の緩和、レクリエーション機会の創出など、みどりがもつ多様な機能を、グリーンインフラとしてまちづくりに活かす動きが広がっています。本市においても、こうした考えを取り入れながら、緑化を推進するとともに、他の政令市と比べて充実している公園や街路樹などのみどりの空間を有効活用するなど、自然と都市が調和したまちづくりを進め、「杜の都」ブランドを強化していくことが必要です。



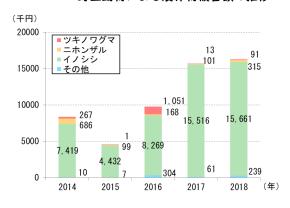
(出典) 仙台市緑の分布調査(2019年度)



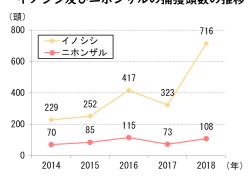
※政令市の比較について、調査実施年度及び調査方法については、都市によって異なるため、単純な比較はできない

(出典) 建設局資料

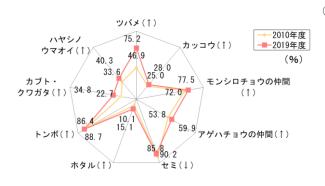
野生動物による農作物被害額の推移



イノシシ及びニホンザルの捕獲頭数の推移



市民の生きもの認識度の推移

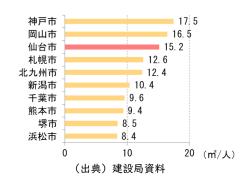


各政令市における自然の中で遊んだことや 自然観察をしたことがある小学生の割合



(出典) 平成30年度 全国学力・学習状況調査 調査結果資料

各政令市における市民一人当たり都市公園面積 (2017年度、上位 10都市)



管理道路 lkm あたり街路樹本数(左:中低木・右:高木) (2018年度、上位 10都市)



(3) 施策体系

自然共生都市づくり

- ① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る
 ─ ア 豊かな自然環境を保全する
 ─ イ 生物多様性の保全に向けた取り組みを進める
 ② 恵み豊かな里地里山を活性化させる
 ─ ア 自然への適切な働きかけを推進する
 ─ イ 地域の自然を活かした産業や文化を振興する
- ③ グリーンインフラをまちづくりに活かす

- ウ 野生動物との適切な関係を保つ

- ─ ア まちのみどりを守り、活用する ─ イ まちのみどりを増やす
- ④ 自然や生きものへの愛着をはぐくむ
 - ─ ア 自然や生きものの魅力に気づくきっかけづくり─ イ 自然や生きものとのふれあいの機会の充実

(4) 施策の方向

① 豊かな自然環境と多様な生きものを守る

本市の重要な都市個性である豊かな自然環境と多様な生きものについて、継続的な現況把握に努めるとともに、市民等と連携しながら保全を図り、将来の世代へと確実に継承していきます。

ア 豊かな自然環境を保全する

- 1 生きものの貴重な生育・生息の場であると同時に、二酸化炭素吸収や水源涵養、土砂災 害防止など多様な機能を有する森林や農地、河川、海浜等について、保全地区の指定や 土地利用の規制等により、その保全を図ります。
- 2 環境アセスメント制度をはじめ、関係法令を適正に運用し、開発事業における環境負荷の回避・低減や代償措置を促します。また、在来種による緑化や緑のネットワーク形成など、自然環境に配慮した事業計画の検討を促し、生きものの良好な生育・生息環境や、その連続性の確保を図ります。
- 3 河川法や広瀬川の清流を守る条例などの関連法令に基づき、周辺環境との調和や生態系 に配慮した河川整備を進めます。
- 4 非かんがい期における水路への通水により、生きものの生育・生息環境の確保や、親水 空間の創出に努めます。

イ 生物多様性の保全に向けた取り組みを進める

- □ 市民や市民団体、事業者等と連携しながら、生物多様性の保全に向けて、普及啓発の取り組みを推進します。
- 2 森林や農地、河川、干潟、海浜などにおいて、市民団体や地域住民等による活動と連携 しながら、自然環境の保全・再生の取り組みを進めます。
- 3 市民、市民団体、研究機関等と連携し、本市における特徴的な種や生態系、絶滅が危惧 される種の保全を図ります。
- 4 津波により自然環境が大きく変化した東部地域について、市民協働により、みどりの再生を目指す「ふるさとの杜再生プロジェクト」の推進を図ります。
- 5 市域における植生や希少な動植物の分布状況など、本市の自然環境や生物多様性に関する基礎的な調査を定期的に実施し、その結果について、効果的な発信を行います。
- 6 生態系や人の生活等に及ぼす影響の大きい外来種について、侵入や拡大を防ぐよう周知 啓発に努めるとともに、必要に応じて国等と連携しながら防除対策に取り組みます。
- 7 生物多様性に配慮した原材料等を使用している商品やサービスの普及拡大に努めます。

② 恵み豊かな里地里山を活性化させる

さまざまな恵みをもたらす里地里山について、適切な維持管理を行うとともに、積極的な活用により、活性化を図ります。また、農作物等への被害対策も含めた野生動物との適切な関係づくりを進めます。

ア 自然への適切な働きかけを推進する

- 一森林経営計画に基づき市有林の適切な整備を進めます。また、森林環境譲与税を活用しながら、森林経営管理制度等を通じて私有林の経営管理を支援するなど、森林の適切な整備を進めます。
- 2 農業の振興を図ることにより、食料供給を担うとともに、生物多様性の保全や洪水防止など、重要な役割を果たす農地の利活用を推進します。
- 3 農業用水路やため池等について、生物多様性の保全や洪水の防止に配慮しながら、保全 や整備、維持管理に努めます。
- 4 農薬や化学肥料の使用低減など、生物多様性や周辺環境に配慮した環境にやさしい農業 を推進します。
- 5 農地の多面的機能を維持・発揮するための地域活動を支援することにより、新たな放棄 耕作地の発生抑制を図ります。
- 6 市民団体等による里地里山の保全活動を推進します。

イ 地域の自然を活かした産業や文化を振興する

- → 持続可能な林業の振興を図るため、事業者等との連携により、建築物への木材利用や木質バイオマス燃料の利用など、森林資源の利用を促進します。
- 2 農産物の高付加価値化や地産地消の取り組み、消費者と生産者の交流の場の創出など、 地域に根差した農食ビジネスを推進します。
- 3 地元企業等と連携し、地元産の農作物や木材を利用した商品等の普及拡大に努めます。
- 4 地域の自然や風土に根差した景観の保全や文化、伝統工芸等の振興に努めるとともに、 その魅力を発信します。

ウ 野生動物との適切な関係を保つ

- ▶ 野生動物の餌となる果樹や野菜、生ごみなどの適切な管理や、安易な餌やりを行わないなど、野生動物との適切な関係を保つよう普及啓発を行います。
- 2 生活被害や農作物被害をもたらすイノシシやニホンザルなどについて、市鳥獣被害対策実施隊や地域住民等と連携し、捕獲や防除対策を実施するとともに、野生動物が本来の生息地で生息できる環境づくりに努めます。
- 3 ツキノワグマによる被害を未然に防止するため、クマの出没情報が寄せられた際には迅速に注意喚起を行うとともに、出没が多い地域での啓発講座を開催するなど、クマに出遭わないための広報啓発に努めます。

③ グリーンインフラをまちづくりに活かす

都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、市民の憩いの場の創出など、多様な機能を持つまちのみどりを、グリーンインフラとしてまちづくりに活かします。

ア まちのみどりを守り、活用する

- 都市緑地法や杜の都の環境をつくる条例などの関係法令に基づき、市街地における貴重な緑地を保全します。
- 2 市街地の緑について、土地所有者等による維持管理を促進するとともに、市民団体等と協働した維持管理を推進します。
- 3 公園や街路樹について、各マネジメント方針に基づき、多様なパートナーと連携しながら、長期的かつ計画的な維持管理に努めます。また、民間活力等を取り入れながら、周辺環境や利用者ニーズに応じた特色ある公園づくりを進めます。
- 4 公園や街路樹等のみどりの空間を活用したにぎわいづくりを推進し、まちなかのみどり の魅力や価値を発信します。

イ まちのみどりを増やす

- 都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、市民の憩いの場の創出など、みどりの持つさまざまな機能に着目しながら、公共施設等における効果的な緑化を推進します。
- 2 緑化計画制度や地区計画制度の運用等により、緑の量や質を確保しながら建築物等における緑化を推進します。
- 3 緑化費用の助成等を通じ、オフィスビルや事業所等における屋上や壁面の緑化、住宅の 生け垣、地域における花壇づくりなど、市民・事業者等と連携した緑化を推進します。
- 4 動物の移動経路となる緑の回廊の確保や、地域の生態系の連続性を意識しながら、市街地における緑地の確保や河川の整備等を進めます。
- 5 水の涵養機能と保水能力を向上させ、市街地における水害リスクの低減を図るため、地 表面被覆の緑化や雨庭の整備等を促進します。

4 自然や生きものへの愛着をはぐくむ

本市の豊かな自然や生きものについて、その魅力や価値を発信するとともに、ふれあいの機会の充実を図ることにより、自然や生きものへの愛着をはぐくみ、将来へと保全・継承するための機運の醸成を図ります。

ア 自然や生きものの魅力に気づくきっかけづくり

- □ 市民や市民団体、事業者等のさまざまな主体と連携しながら、本市の生物多様性の魅力 を発信する取り組みを進めます。
- 2 保育所や幼稚園、学校等における環境教育・学習や自然体験を推進し、子どもが自然や生きものに興味を持つきっかけづくりを推進します。
- 3 自然や生きものに対する関心が低い市民等が興味を持つきっかけとなるよう、食や音楽、アートなどの他分野と連携した取り組みを進めます。

イ 自然や生きものとのふれあいの機会の充実

- 市民団体や地域住民等と連携しながら、里地里山や公園、河川などでの自然や生きものとのふれあいの機会を創出します。
- 2 青葉山や泉ケ岳などの自然に多くの人がふれあうことができるよう、環境整備を進める とともに、その魅力を発信します。
- 3 自然や生きものとのふれあいを促進するため、動物園や植物園、キャンプ場などの自然 体験施設の活用を推進します。
- 4 広瀬川をはじめとした河川等の水辺空間について、市民活動等と連携しながら、レクリエーションや自然観察の場として活用するなど、水辺とのふれあいの機会の充実を図ります。
- 5 多様な生きものが生育・生息する東部沿岸地域において、海岸公園や震災メモリアル施設、レクリエーション施設などの海辺の資源を活かし、自然や生きものについて学ぶ機会の創出を図ります。
- 6 市民が身近に自然や生きものとふれあうことができるよう、生物多様性に配慮した公園や緑地、河川等の整備を進めます。
- 7 市民団体や地域住民、事業者等と連携しながら、地域の自然を活用し、五感で感じながら学べる体験型エコツアーを推進します。
- 8 体験型農園など、市民が農業にふれる機会を充実させることにより、農作業を通じた自然への関心や理解の向上を図ります。

3 資源循環都市づくり

(1) 目標

目指す都市の姿

限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち

定量目標

一般廃棄物処理基本計画において検討中

(2) 現状と課題

本市では、これまで平成23年(2011年)3月に策定した「仙台市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民や事業者等との連携により、ごみ減量・リサイクル推進の取り組みを進めてきました。

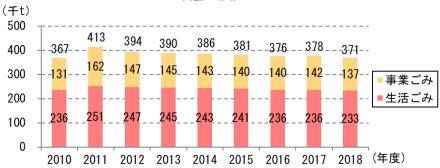
震災の影響により、一時ごみの排出量は増加したものの、平成 28 年度(2016 年度)から「ワケアップ!仙台」をキャッチコピーとした全市的なごみ減量キャンペーンを展開するほか、これまで焼却処分されていた庭木の剪定枝やコーティングされた紙製容器包装等の再資源化の取り組みや、事業ごみ手数料の見直し等により、ごみ排出量は震災前の水準に戻りつつある状況です。一方、家庭ごみや事業ごみには、紙類などのリサイクルが可能な資源物の混入が依然としてみられることから、さらなる再資源化の取り組みや、分別排出の周知徹底に継続して取り組むことが必要です。

国が平成30年(2018年)6月に策定した「第4次循環型社会形成推進基本計画」においては、循環型社会の形成に向け、持続可能な社会づくりとの統合的な取り組みや、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進等が掲げられています。また、世界的な課題であるプラスチックごみや食品ロスの削減に向けて、令和元年(2019年)に、「プラスチック資源循環戦略」が策定されるとともに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されるなど、その取り組みが加速しています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、持続可能な資源循環都市の実現に向けて、市民や事業者との協働のもと、資源を大切に使う行動の定着や、資源の有効利用の推進など、3Rの取り組みを一層推進するとともに、プラスチックごみや食品ロスの削減など、新たな課題に率先して対応していくことが求められます。また、ごみ減量やリサイクルの取り組みを推進することにより、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量を削減するなど、脱炭素都市づくりにも貢献することが重要です。

さらに、人口減少や高齢化等の影響によるごみの排出量等の変化を捉えるとともに、災害 等への対応など、将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制を確保していくことが求め られます。

ごみ総量の推移



市民一人当たりの家庭ごみ排出量の推移

(g/人・日) 550 519 505 495 489 476 467 469 462 500 450 400 350 300 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 (年度)

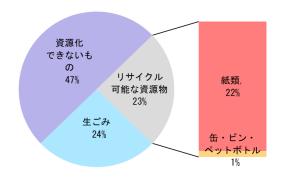
リサイクル率の推移



家庭ごみの組成 (2018年度)

資源化 できないもの 紙類 25. 8% 22. 9% リサイクル 可能な資源物 41.5% プラスティック製 生ごみ 容器包装 11.2% 32. 7% 布類・缶びん等 7.4%

事業ごみ(可燃)の組成(2018年度)



(3) 施策体系 (一般廃棄物処理基本計画において検討中)

資源循環都市づくり

- ① 資源を大切に使う行動を定着させる
 - ─ ア ごみの減量に向けた行動の定着を図る
- ② 資源の有効利用を進める
 - └─ ア リサイクルの推進と拡大を図る
- ③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する
 - ア 廃棄物の排出ルールの徹底を図る
 - └─ イ 将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制の確保を図る

(4) 施策の方向

① 資源を大切に使う行動を定着させる

3 Rのうち、「リデュース」(できるだけごみを出さない)と「リユース」(ものを繰り返して使う)を重視した、資源を有効かつ大切に使うライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ります。

ア ごみの減量に向けた行動の定着を図る

- ▶ 市民団体や事業者、学校など多様な主体と連携し、ものを大切に使う、マイバッグやマイボトルを利用する、ごみの分別を徹底するなど、具体の行動につながる分かりやすい広報・啓発や環境教育・学習を推進します。
- 2 市民団体や事業者等との協働により、ワンウェイ(使い捨て)プラスチック削減に向けた運動を展開するなど、プラスチックと上手につき合うライフスタイルの普及啓発を推進します。
- 3 食品ロスの削減に向けて、地球温暖化対策や食育等の視点も取り入れながら、市民等への効果的な周知啓発や事業者への働きかけを行います。また、未使用食品を有効活用するフードドライブなどの取り組みを推進します。
- 4 事業者に対し、廃棄物の発生が少ない、再生可能な材料を使うなど環境に配慮した製品 やサービスの提供を促します。また、消費者がそうした製品やサービスを選択するよう 周知啓発を行います。
- 5 プラスチックごみや食品ロスの削減をはじめ、ごみ減量・リサイクル推進等に積極的に取り組む事業者を評価・認定するとともに、情報発信を行うなど、意識の向上や行動への誘導を図ります。

② 資源の有効利用を進める

ごみの分別排出を徹底するとともに、資源化が可能なものについてリサイクルを推進するなど、資源を有効利用する取り組みを進めます。

ア リサイクルの推進と拡大を図る

- 資源化が可能なごみについて、分別を促進するとともに、新たな再資源化の手法を検討するなど、さらなるリサイクルの推進・拡大に取り組みます。
- 2 家庭ごみや事業ごみへの混入が多い、雑がみなどの紙類の分別について、市民や事業 者等と連携し周知啓発を推進します。
- 3 プラスチック製容器包装について、分別排出の徹底を図ります。また、プラスチック 製品を含め、プラスチック資源の分かりやすい分別収集やリサイクル手法について検 討します。
- 4 市民団体等と連携し、生ごみたい肥化容器や生ごみ処理機等により、家庭や事業所で の生ごみ減量・リサイクルの取り組みを促進します。
- 5 食品廃棄物や剪定枝、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについて、エネルギーとして の利用やたい肥化等による資源の有効利用を促進します。
- 6 缶・びん・ペットボトルをはじめ、小型家電や庭木の剪定枝、廃食油などのリサイク ルを推進するため、分別排出の周知啓発や分別を促進するための環境づくりに努めま す。
- 7 ごみの減量や再生利用を促進するため、受益者負担の適正化とともに、市民や事業者 にとって経済的インセンティブが働くような、ごみ手数料のあり方について検討しま す。
- 8 町内会や子ども会など地域の活動と連携・協力し、資源物の回収を進めます。

③ 廃棄物の適正な処理体制を確保する

ごみの分別と適正な排出につながるよう、排出ルールの徹底を図ります。また、環境負荷が小さく、長期的な視点で、かつ災害にも対応したごみ処理体制の構築を図るなど、将来にわたり安全安心な廃棄物の処理体制の確保を図ります。

ア 廃棄物の排出ルールの徹底を図る

- ごみ排出ルールや分別の徹底について、市政だよりや SNS 等のさまざまなツールを活用して周知啓発に努めます。また、本市での居住年数が短い市民や若年層、増加する外国人など、ターゲットを絞った効果的な啓発を行います。
- 2 クリーン仙台推進員や町内会の方々など地域と連携して、ごみ集積所等における調査・ 啓発を行います。また、優れた集積所については認定・公表することにより、地域の取 り組みを促進します。
- 3 ごみの散乱のない快適なまちづくりを進めるため、市民や事業者等との協働により、まちの美化活動や海岸ごみに目を向けた活動に取り組むなど、ごみをポイ捨てしない人づくりに取り組みます。
- 4 多量排出事業者等の計画書提出や、清掃工場に搬入される事業ごみの展開検査に基づく 排出事業者への訪問指導等により、事業ごみの適正排出と資源物の分別を促進します。
- 5 廃棄物処理業者の指導・監督を行うとともに、法令に基づく優良認定業者について公表 する等により、適正な処理を確保します。
- 6 地域と連携し、不適正排出・不法投棄への対策を実施するとともに、パトロールや監視 カメラの設置等により、不法投棄の未然防止と早期発見を図ります。

イ 将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制の確保を図る

- Ⅰ 長期的な施設整備計画のもと、既存施設の長寿命化・延命化、環境負荷低減を図りながら、ごみ処理施設の計画的な改修や維持管理に努めます。また、施設の整備等の際には廃棄物エネルギーのさらなる有効活用や、地域の防災拠点としての機能確保等により、ごみ処理施設の価値向上を図ります。
- 2 環境にやさしい収集運搬車両の導入、バイオプラスチック袋の導入検討など、環境負荷の小さいごみ処理体制の構築を進めます。
- 3 将来におけるごみの量や質などの予測を踏まえつつ、災害時等における安定的なごみ処理という観点も考慮しながら、処理施設の配置や収集方法の最適化を図ります。
- 4 市民団体や地域住民等と連携し、高齢者などのごみ出し困難者を支援するなど、少子高齢化等に伴う社会課題に対応した市民サービスの向上を図ります。
- 5 大規模災害時にも対応できるよう、仙台市災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関等と 連携し、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できる体制を確保します。

4 快適環境都市づくり

(1) 目標

目指す都市の姿

健康で安全安心かつ、快適な暮らしが営まれるとともに、地域資源が活かされ、 その魅力を体感できるまち

定量目標

環境基準の達成状況

大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)を 達成します

環境に関する満足度

市民の「環境に関する満足度」(8項目)について、全ての項目における満足度*を現在よりも向上させます

※「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」等について「満足している」または「やや満足している」と回答する人の割合

(2) 現状と課題

本市では、市民の健康で快適な生活環境の保全を図るため、大気汚染や騒音・振動、水質 汚濁等の発生源に対し、関係法令に基づく規制指導等により、環境負荷の低減を図るなど環 境保全対策を推進するとともに、魅力ある景観の保全・形成や、市民等と連携したまち美化 活動等に取り組んできました。

こうした取り組みにより、本市の二酸化窒素や PM2.5 などの大気汚染物質濃度、河川における水質汚濁の代表的な指標である BOD (生物化学的酸素要求量)は、概ね良好な状況で推移しています。また、市民アンケートの結果では、「空気のきれいさ」や「まちの静けさ」、「まちの景観の美しさ」など、環境に対する市民の満足度は、概ね良好な評価となっています。

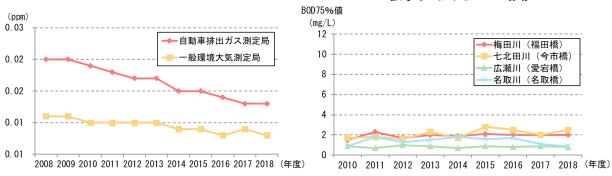
今後も、市民の健康で快適な暮らしを支える良好な環境を保全するため、引き続き、関係 法令を的確に運用するなど、環境保全対策を推進していく必要があります。

また、近年の SDGs や ESG 投資の拡大など、環境への取り組みが企業の付加価値につながる動きを捉え、環境アセスメント制度等を通じて、さらなる環境負荷の低減や魅力的な環境の創造に向けた事業者の自主的な対応を促すとともに、地域住民等との環境コミュニケーションを推進することが重要です。

地域においては、市民と協働して良好な環境の保全に努めるとともに、自然や歴史・文化など地域の環境資源を活かしながら、市民や来訪者等が憩い、五感で楽しめる空間の創出を図るなど、魅力的なまちづくりを一層推進し、環境の価値を高めていく必要があります。

二酸化窒素濃度の年平均値の推移

各河川における BOD の推移



S 市民の環境に関する満足度(2018年度)



(出典) 2018 年度環境に関する市民意識調査 調査結果報告書(環境局)

本市における環境アセスメント実施状況

該当法令	事業の名称	手続き段階	該当法令	事業の名称	手続き段階
環境影響 評価法	仙台市高速鉄道東西線建設事業	事後調査手続き中		仙台市東部復興道路整備事業	事後調査手続き中
	新仙台火力発電所リプレース計画	事後調査手続き中		仙台医療センター建替等整備計画	事後調査手続き中
	大年寺山テレビ放送所送信鉄塔建設事業	2002 全手続き終了		ヨドバシ仙台第1ビル計画	2016 評価書手続き終了
	NTTDoCoMo東北ビル(仮称)建築工事	:ビル(仮称)建築工事 2005 全手続き終了 (仮称)泉パークタウン第6住区開発計画		2017 評価書手続き終了	
	都市計画道路内旗立線整備事業	事後調査手続き中		仙台貨物ターミナル駅移転計画	2017 評価書手続き終了
	主要地方道仙台南環状線整備事業	2005 評価書手続き終了		プロロジスパーク仙台泉2プロジェクト	2017 規模縮小による 廃止届出
	仙台市茂庭土地区画整理事業	事後調査手続き中	仙台市	雨宮キャンパス跡地利用計画	2018 評価書手続き終了
	東北大学青葉山新キャンパス整備事業	事後調査手続き中	環境影響評価条例	(仮称)仙台高松発電所建設計画	2020 評価書手続き終了
仙台市 環境影響	仙台一番町プロジェクト	2012 全手続き終了	計圖米例	(仮称)仙台バイオマス発電事業	2020 準備書手続き終了
環境影響 評価条例	仙台市荒井東土地区画整理事業	2018 全手続き終了		東北学院大学五橋キャンパス整備計画	2019 評価書手続き終了
	仙台市新墓園建設事業(第2期)	事後調査手続き中		(仮称)仙台市岩切山崎今市東土地区画整理事業	2020 準備書手続き終了
	市立病院移転新築事業	2016 全手続き終了		(仮称)愛子土地区画整理事業	2019 方法書手続き終了
	仙台市富沢駅西土地区画整理事業	事後調査手続き中		(仮称)広域連系北幹線新設事業	2019 方法書手続き終了
	(仮称)仙台駅東口開発計画	事後調査手続き中		鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業	2020 方法書手続き終了
	仙台市荒井南土地区画整理事業	2017 全手続き終了		(仮称)仙台芋沢太陽光発電事業	2020 方法書手続き終了
	仙台市荒井西土地区画整理事業	2019 全手続き終了		 (令和元年(2020年) 3月31日現在)

(节和元年(2020年)3月31日現在

(3) 施策体系

快適環境都市づくり

- ① 健康で快適な生活環境を保全する
 - ― ア 大気環境等を保全する
 - イ 水環境を保全する
 - ウ 土壌・地盤環境を保全する
- ② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する
 - ─ ア 開発事業等における環境配慮を促す
- ③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める
 - 一 ア 良好な景観を保全・形成する
 - ― イ 心地よく魅力ある空間を保全・創造する
 - ― ウ 市民の主体的なまちづくり活動を推進する
 - └ エ 環境の美化を進める

(4) 施策の方向

① 健康で快適な生活環境を保全する

大気、水質、土壌等の汚染物質や騒音・振動など、市民生活に影響を与えるさまざまな環境負荷の低減を図り、健康で快適な生活環境を保全します。

ア 大気環境等を保全する

- ★気汚染や騒音・振動などの発生源に対し、関係法令に基づく規制指導により、公害被害の未然防止に努めるとともに、大気環境への負荷の低減を図ります。
- 2 大気環境等の実態や環境基準の達成状況などを把握するため、環境調査を行います。光 化学オキシダント及び PM2.5 (微小粒子状物質) については国等と連携しながら発生源 の特定及び発生源に応じた対策に取り組みます。
- 3 次世代自動車の普及やエコドライブの推進、低騒音舗装による自動車騒音の低減など、 自動車による環境負荷低減対策を推進します。
- 4 建築物の解体・改築時等におけるアスベスト飛散防止対策や、アスベストを含む廃棄物 の適正な処理について関係法令に基づく規制指導を行うなど、アスベスト対策を徹底し ます。

イ 水環境を保全する

- 水質汚濁の発生源に対し、関係法令に基づく規制指導により、公害被害の未然防止に努めるとともに、水環境への負荷の低減を図ります。
- 2 水環境の実態や環境基準の達成状況などを把握するため、河川、湖沼、海域、地下水等 の水質や底質に関する環境調査を行います。
- 3 合流式下水道から雨天時に排出される汚濁負荷量を減らし、環境負荷の低減を図ります。
- 4 下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備を進めます。下水処理区域内において汚水管に 未接続の家屋については、下水道への接続指導を行い、全戸水洗化を推進します。
- 5 適正な水循環の確保を図るため、地表面被覆の緑化や、雨水の地下浸透を進める透水性 舗装等の普及など、雨水流出抑制対策を推進します。
- 6 用途に応じた水資源の適切な選択や、雨水貯留施設の普及、建築物等における雨水利用 等により、水の有効利用を進めます。

ウ 土壌・地盤環境を保全する

- ★ 土壌汚染に対し、関係法令に基づく規制指導により、公害被害の未然防止に努めます。 また、規制指導を適切に行えるよう、地歴情報を収集します。
- 2 汚染土壌処理業の許可制度等を適切に運用することにより、汚染土壌の適正処理を推進します。
- 3 地盤沈下の状況を把握するため、地下水位や地盤収縮量等について調査を行います。
- 4 地盤沈下を防止するため、関係法令に基づき地下水揚水の削減や水源の転換を指導します。

② 開発事業等における自主的な取り組みを促進する

快適で良好な生活環境の確保を図るため、環境アセスメント制度等を通じ、環境の保全及び 創造に向けた事業者の自主的な取り組みを促進します。

ア 開発事業等における環境配慮を促す

- □ 環境影響評価条例や杜の都の風土を守る土地利用調整条例に基づき、開発事業による環境への影響をできる限り小さくするなど、事業者の環境配慮の取り組みを促すとともに、地域住民等との環境コミュニケーションを推進します。
- 2 今後の開発事業の動向や事業に伴う周辺環境への影響等を考慮し、必要に応じて環境アセスメント制度の見直しを検討します。
- 3 本市が実施する公共事業について、構想段階や計画段階など早期から環境への影響について配慮・調整する仕組みである「環境調整システム」を適切に運用し、環境の保全及び創造に努めます。
- 4 日照、テレビ電波、通風等に関して、建築物の建設時等において市民生活への影響を小さくするよう適切な調整を行います。
- 5 PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)による化学物質の排出量等の把握や、PCB 廃棄物の処理に関わる事業者への指導等により、化学物質の適正な管理を推進します。
- 6 農業者やゴルフ場等に対して農薬や化学肥料の使用低減、家畜のし尿の適正処理等について周知啓発を行います。また、ゴルフ場の農薬に関わる排水調査等を行います。
- 7 最新の科学的知見や環境に対するリスクなどの情報を収集し、基準への追加が検討されている物質や環境への影響が懸念される物質の調査等を行います。

③ 地域の環境資源を活かした魅力的なまちづくりを進める

地域の自然や歴史・文化に根差した美しい景観など、地域の環境資源を保全・創造するとともに、これらの資源を活かし、五感で楽しめる魅力的なまちづくりを進めます。

ア 良好な景観を保全・形成する

- 杜の都の風土を育む景観条例や広瀬川の清流を守る条例等に基づき、地域特性に応じた 規制と誘導を行い、良好な景観の保全に努めます。
- 2 杜の都の象徴である定禅寺通や青葉通等の魅力をさらに高めるとともに、公共空間やオープンスペースの有効活用等により、都市空間の質の向上を図り、杜の都にふさわしい 街並み景観づくりを進めます。
- 3 地域の景観のシンボルとなる建築物等をはじめ、歴史的・文化的に価値のある資源の保全を図るとともに、その魅力を発信する取り組みを支援するなど、資源の活用を図ります。

イ 心地よく魅力ある空間を保全・創造する

- 街路樹や公園・緑地等を活用し、市民や来訪者等が五感で楽しめる空間や、地域住民の 交流の場など、心地よく魅力ある空間の創出に努めます。
- 2 広瀬川をはじめとした水辺について、市民や来訪者等が五感で楽しめる親水空間づくりに努めます。また、四ツ谷用水や六郷堀・七郷堀、貞山堀等の歴史的・文化的資源について、その歴史や魅力の発信に努めます。
- 3 海岸公園や震災メモリアル施設、レクリエーション施設などの海辺の資源を活かし、東 部沿岸部の魅力づくりに努めます。
- 4 森林や農地、ため池等で構成され、多様な機能を有する里地里山の環境について、生態 系や景観に配慮しながら、保全と活用を進めます。
- 5 市民が快適だと感じる環境や場所について把握し、共有する仕組みを検討します。

ウ 市民の主体的なまちづくり活動を推進する

- 都市計画提案制度や地区計画の制度により、地域の個性を活かし、住民自らが企画立案 するまちづくりの取り組みを推進します。
- 2 地域の自然や歴史・文化など地域の環境資源を活かした地域住民等の活動に対して支援し、魅力ある地域づくりを推進します。
- 3 地域住民等が主体となって地域における良好な環境や地域の魅力・価値を向上させるエリアマネジメントの取り組みを推進します。

エ 環境の美化を進める

- □ 市民や事業者等と連携し、市街地や海岸の清掃活動を実施するなど、ごみの散乱のない 快適なまちづくりを進めます。
- 2 仙台市落書きの防止に関する条例や仙台市歩行者喫煙等の防止に関する条例に基づき、落書きやたばこのポイ捨て防止の周知徹底を図るなど、清潔で美しいまちづくりを進めます。

5 行動できる人づくり(環境教育等行動計画)

(1) 目標

目指す都市の姿

全ての人や事業者等が杜の都の環境を大切にし、行動するまち

定量目標

日常生活における環境配慮行動

日常生活における市民の環境配慮行動(25 項目)について、全ての項目における実践割合**を現在よりも向上させます

※ 「電気や水、ガスなどの節約を心がける」や「食品ロス削減に努める」等について「常に 実践している」または「できるだけ実践している」と回答する人の割合

(2) 現状と課題

これまで本市では、「人づくり」は環境づくりの基礎となるという認識のもと、多様な主体 と連携し、環境教育・学習の推進や普及啓発、情報発信等に取り組んできました。

特に、平成 16年(2004年)に設立された「杜の都の市民環境教育・学習推進会議(FEEL Sendai)」では、教育機関や市民団体、市民等との協働による学校での環境学習プログラムの開発やフォーラムの企画・運営、環境学習のリーダーの育成など、メンバーの幅広いネットワークを活用しながら、総合的な環境教育・学習を推進しています。この活動を含む仙台広域圏の取り組みは、国連 ESD (持続可能な開発のための教育)を推進するための拠点として、世界初の認定を受けています。

平成 28 年(2016年)に、機能を拡充して東北大学青葉山キャンパスに開館した「せんだい環境学習館たまきさんサロン」では、環境に関する情報や交流の場を提供し、市民の環境学習及び環境活動を推進しており、その利用者数は年々増加しています。

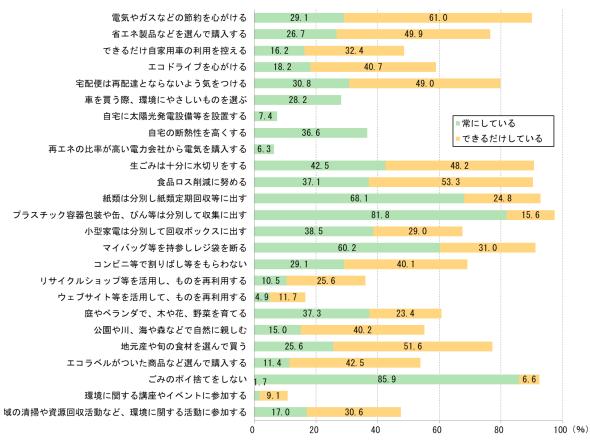
また、事業者に対する環境マネジメントシステムの導入促進や、環境に配慮した事業者の認 定等を通じて、環境にやさしい事業活動を推進しています。

こうした取り組みの成果もあり、市民アンケートによる調査結果からは、日常生活において、 環境を意識して行動する人が増加していることがうかがえます。また、「将来、仙台は、環境面 でどのようなまちになったらよいか」という問いに対しては、多くの市民が「みんなが環境の ことを考え行動するまち」と回答するなど、環境への意識が高まっていると考えられます。

本市が、目指す環境都市像を実現するためには、一人ひとりが環境に関心を持ち、理解を深め、自らが積極的に環境に配慮した行動を実践することが重要であり、市民協働による環境教育・学習や情報発信等を一層推進していくことが必要です。また、市民生活や経済活動において、無理なく自然な形で環境配慮行動が行われるような仕組みを整えるとともに、環境への取り組みが質の高い生活や企業価値の向上につがなることへの理解を深めながら、環境にやさし

いライフスタイル・ビジネススタイルの定着を図ることが求められます。

日常生活における市民の環境配慮行動の実践割合

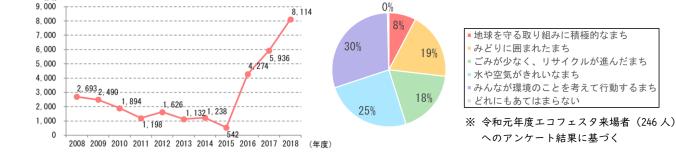


※「車を買う際、環境に優しいものを選ぶ」、「自宅に太陽光発電等を設置する」、「自宅の断熱性を高くする」については、「再生可能エネルギーの比率が高い電力会社から電気を購入する」については「できるだけしている」という選択肢がない

(出典) 2018 年度環境に関する市民意識調査 調査結果報告書 (環境局)

たまきさんサロン利用者の推移 (料料

市民アンケートの結果 (将来、仙台は環境面でどのようなまちになったら良いと思うか)



(3) 施策体系

行動できる人づくり

- ① 環境にやさしい行動の輪を広げる
 - ア 環境に関する学びの機会や場を創出する
 - イ 人材を育成し、活躍の場を広げる
 - ウ 行動を支援する
- ② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる
 - ア 環境に配慮した行動が広がる仕組みを整える
 - └─ イ 環境についての情報発信や交流・連携を進める

(4) 施策の方向

① 環境にやさしい行動の輪を広げる

教育機関や市民団体など多様な主体と連携し、環境に関する学びの機会や場を創出するなど、主体的かつ積極的に環境配慮行動に取り組む人づくりを進めます。また、各主体の取り組みを支援することにより、環境にやさしい行動の輪を広げます。

ア 環境に関する学びの機会や場を創出する

- 教育機関や市民団体等と連携し、環境への理解を深めるイベントや、自然観察会、体験型の学習プログラムの整備・実践など、市民や事業者の環境学習の機会を幅広く提供します。
- 2 防災や歴史・文化、食、健康など他分野と組み合わせた効果的な環境教育・学習を推進します。
- 3 大学等と連携した講座を開催するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。
- 4 小中学校等において、地域の環境資源を活用しながら、自然環境や地球環境の大切さな どを学ぶ環境教育・学習を継続的に実施します。
- 5 環境学習の拠点である「せんだい環境学習館たまきさんサロン」の機能と役割を高め、 情報の受発信力を強化するとともに、環境活動における交流の場としての機能を充実さ せます。
- 6 ごみ処理施設や下水処理施設、エネルギー性能の高いオフィスビル、先進的な環境技術 を有する工場等について、環境に関する学びの場としての活用を図ります。

イ 人材を育成し、活躍の場を広げる

- 専門家による講義や市民団体等での活動体験等を通じて、若い世代を中心として、環境 学習や環境にやさしい行動を率先的に推進するリーダーを育成します。
- 2 地域への講師派遣等を通じて、講師となる人材の育成や、環境団体等の活動の場の拡大を図ります。
- 3 小中学校の教員を対象として、環境教育・学習に関する専門的な研修等を実施します。
- 4 クリーン仙台推進員などの活動を支援し、地域のごみ減量・リサイクルの推進活動を支 える人材の育成や交流の促進などを図ります。
- 5 環境美化活動や自然体験活動等への参加を促進し、率先して環境配慮に取り組む人材の 育成を図ります。

ウ 行動を支援する

- □ 環境保全活動の機会や場を提供するとともに、専門家等の紹介や活動状況の発信等を行うことにより、市民や事業者の自主的な活動を支援します。
- 2 環境保全活動を行う市民団体等の活動拠点機能の確保と充実を図るとともに、拠点間の 連携を深め、活動の拡大や協働による取り組みを支援します。
- 3 環境配慮行動を社会に広げる企画を募集、実践し、行動の定着を図る取り組みを推進します。

② 環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させる

市民生活や経済活動において、無理なく自然な形で環境配慮行動が行われるような仕組みを整えます。また、分かりやすい情報発信や、多様な主体との交流や連携を進め、環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルを定着させます。

ア 環境に配慮した行動が広がる仕組みを整える

- 省エネなどの取り組みの「見える化」や、ポイント・特典などのインセンティブを設けるなど、日常生活において環境にやさしい行動が広がる仕組みを検討します。
- 2 企業等の気候変動対策を促す RE100 や CDP 等の国際的な取り組みについて、普及を図ります。
- 3 環境配慮の度合いに応じて、開発計画における条件緩和措置を設ける等により、環境に 配慮した事業活動を促進します。
- 4 エコマークなどの環境ラベルの周知啓発を進めるなど、環境負荷の小さい商品・サービスを選択するグリーン購入の促進を図ります。
- 5 本市が契約を行う際に、環境に配慮した事業者が評価される仕組みを検討します。
- 6 事業者に対し、廃棄物の発生が少ない、再生可能な材料を使うなど環境に配慮した商品・ サービスの提供を促します。また、消費者がそうした製品やサービスを選択するよう周 知啓発を行います。
- 7 事業者との連携による「温室効果ガス削減アクションプログラム」の推進や、環境マネジメントシステムの導入促進等により、事業活動における環境負荷の低減とエネルギーなどのコスト削減を進めます。
- 8 環境アセスメント制度等を通じ、開発事業において、環境の保全と創造に向けた事業者 の自主的な対応を促すとともに、地域住民等との環境コミュニケーションを推進しま す。
- 9 企業の社会的責任の一環として、地域の環境づくりへの貢献活動を促進します。
- 10 市民や事業者などの先進的な取り組みや優れた取り組みについて、評価・認定するとともに、情報発信を行うなど、意識の向上や行動への誘導を図ります。
- 11 行政による支援や金融機関への働きかけ等により、事業者による環境投資の促進を図ります。
- 12 地元企業や大学等と連携し、次世代エネルギーの研究開発や、地元木材を利用した商品の開発など、環境と関連したビジネスの推進を図ります。

イ 環境についての情報発信や交流・連携を進める

- □ 環境情報について分かりやすく提供する報告書やリーフレット等の発行、ホームページや SNS 等による情報の発信、啓発イベントや市民講座の開催、マスメディアの活用など、さまざまな媒体や手法により、効果的で分かりやすい広報や情報の発信に努めます。
- 2 市民が利用したい環境情報を使いやすい形で入手できるよう、情報のデータベース化を 図るとともに、環境ポータルサイトの充実に努めます。また、国等が運用する情報プラ ットフォームも活用しながら、効果的な情報発信に努めます。
- 3 市民や市民団体、事業者等との交流の機会や場の充実を図り、環境に関する情報の交換 や共有を促します。
- 4 大学や事業者との協定の締結等により、環境の保全と創造に向けて連携・協力した取り 組みを推進します。
- 5 環境政策に関する協議会への参加等を通じて近隣自治体との連携・協力を図るとともに、他の政令市等と協力して国への要望行動や情報交換を行うなど、自治体間の連携を図ります。
- 6 環境に関する国際会議への参加や海外環境先進都市の視察などを通じて、国や地域を越 えた情報交換等を行います。また、国際機関等と連携し、環境分野での国際交流を推進 します。

第5章 重点的な取り組み

環境都市像の実現に向けた重点的な取り組みとして、以下の3つのプロジェクトを推進します。

各プロジェクトは、第4章の分野別の環境施策を踏まえ、環境都市像のもと目指す3つのまちのあり方の具現化に向け、効果的な取り組みについてとりまとめたものです。

これらの3つのプロジェクトについて、多様な主体と連携しながら推進していきます。

【環境都市像】

杜の恵みを活かした、持続可能なまち

~目指すまちのあり方~

環境への取り組みが新たな 価値を生み、成長を促すまち

『杜の都』の資源が活用され、 循環するまち 全ての主体が環境のことを 考え、行動するまち

輝く! グリーン& クリーン都市 プロジェクト

つながる! エネルギー循環 プロジェクト 広がる! エコアクション プロジェクト

【SDGs と各プロジェクトの関係】

3つのプロジェクトは、SDGs の達成にも貢献するため、各プロジェクトに関連する主なゴールを示します。

SDGs を共通言語として、同じ目的意識のもと、多様な主体と連携しながら、プロジェクトを推進していきます。

SUSTAINABLE GOALS DEVELOPMENT

























Ⅰ 輝く!グリーン&クリーン都市プロジェクト



「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」を目指します

【ねらい】

「環境への取り組みが新たな価値を生み、成長を促すまち」の実現を図るため、都心部を中心に、企業や都心を訪れる市民等の環境配慮行動を促進しながら、経済の活性化やにぎわい創出を図るなど、新たな環境価値を創造し、環境にやさしい魅力的な都市として発信します。

【取り組みの方向】

グリーンビルディング等の環境にやさしい建築物の整備の促進

市役所新本庁舎を含め、都心部の老朽建築物の更新機会を捉え、「(仮称) グリーンビルディング建築整備方針」や「(仮称) 建築物等緑化認定制度」の導入等により、建築物の ZEB 化や、魅力ある緑化空間・景観の創出、地域の木材を含めた環境負荷の小さい資材の使用など、杜の都にふさわしい建築物の整備を促進します。

事業者と連携した環境にやさしいビジネスの推進

「温室効果ガス削減アクションプログラム」の運用を通じ、事業者の環境投資を促進し、 温室効果ガスの排出とエネルギーコストの削減を進めます。

また、地元企業等と連携し、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックや食品ロスの削減、地元産の農作物や地域の木材利用に向けた取り組みを推進します。先進的な取り組みや優れた取り組みについては、評価・認定し、情報を発信することにより、企業価値の向上と取り組みの拡大を図ります。

みどりを活用した、歩きたくなる魅力的な都市空間の創出

杜の都の象徴である定禅寺通や青葉通等において歩行空間を確保するとともに、地域によるまちづくり活動と連携し、にぎわいを創出するなど、歩いて楽しい空間づくりを進めます。また、公園や緑地、広瀬川等を活用し、市民や来訪者等が自然とふれあい、五感で楽しめる空間の創出に努めます。













2 つながる!エネルギー循環プロジェクト

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指します



【ねらい】

「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」の実現を図るため、自然の恵みを再生可能 エネルギーとして活用するなど、エネルギーの地産地消や地域資源の循環の仕組みを構築し ます。

【取り組みの方向】

木質バイオマスの利用促進

森林経営計画に基づく市有林の整備や、森林環境譲与税を活用しながら私有林の経営管理を支援するなど、森林の適切な整備を進めます。また、事業者等との連携により、建築物等への木材利用や木質バイオマス燃料への利用など、森林資源の有効利用を促進します。

さらに、街路樹や庭木等からの剪定枝について、事業者と連携し、再生可能エネルギーと しての活用を推進します。

廃棄物系バイオマスの利用推進

食品廃棄物や剪定枝、下水汚泥等の廃棄物系バイオマスについて、エネルギーとしての利用やたい肥化等による資源の有効利用を促進します。

また、清掃工場において、ごみ焼却により発生する熱を活用した発電や周辺施設における 熱利用を推進するとともに、市有施設における積極的な利用など、発電した電気のさらなる 有効活用を検討します。

3 E (省エネ・創エネ・蓄エネ)の普及拡大

市民・事業者・行政の協働による「せんだい E-Action」の取り組みを推進し、市民や事業者等の 3 E の普及浸透を図ります。

また、地域の再生可能エネルギーやコージェネレーション(熱電併給)システムなど、防災性の高い分散型エネルギーシステムの導入を促進するとともに、ZEBや ZEH をはじめとした快適でエネルギー性能の高い建築物の普及を図るなど、市民生活や事業活動における再生可能エネルギーの普及や効率的なエネルギー利用を推進します。













3 広がる!エコアクションプロジェクト

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」を目指します

杜の都 スタイル の発信!

[ねらい]

「全ての主体が環境のことを考え、行動するまち」の実現を図るため、多様な自然環境やさまざまな主体の力を活かし、環境に関する気づきや学びの機会の充実を図ることにより、 環境にやさしい行動の輪を広げ、「杜の都スタイル」の拡大を図ります。

【取り組みの方向】

「杜の都スタイル」の普及拡大

市民団体や事業者、学校などが実践する、無理なく真似したくなるような環境にやさしい取り組みを発掘、発信し、取り組みの水平展開を図ります。また、若者や専門家等のアイデアを取り入れながら、実践につながる効果的な普及啓発を推進し、市民・事業者等の日常的な環境配慮行動を広げることにより、「杜の都スタイル」の拡大を図ります。

効果的な環境教育・学習の推進

子どもたちや、環境への関心が高くない市民・事業者も気軽に取り組めるよう、教育機関や市民団体等と連携し、体験型の環境学習の機会の充実を図るとともに、防災や歴史・文化、 食、健康など他の分野と組み合わせた効果的な環境教育・学習を推進します。

また、大学等と連携した講座を開催するなど、環境に関する専門的な知識や最新の情報等を学べる機会の提供に努めます。

生物多様性保全推進事業の推進

カッコウやカジカガエルなど仙台にゆかりのある生きものに着目し、多様な主体と連携しながら、自然や生きものと直接ふれあい、その魅力や大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。また、食や音楽、アート等と組み合わせるなど、五感で学びながら、生物多様性の保全に向けた行動につながる、気づきの機会を創出します。

自然環境や歴史・文化などの地域資源を活かした体験型エコツアーの開催等を通じて、参加者の環境配慮行動を促進するとともに、地域の環境資源の価値向上を図ります。











第6章 推進のための取り組み

| 環境配慮の指針

環境都市像を実現するためには、行政が施策を推進するだけではなく、市民や事業者等の 自主的な取り組みが必要不可欠です。

ここでは、日常生活や事業活動の中で、市民や事業者等が取り組むことが望ましい「主体別の環境配慮行動の指針」と、山から海まで広がる本市の自然地理的特性を踏まえた「土地利用における環境配慮の指針」を示します。

この環境配慮の指針をもとに、市民や事業者等が、自ら積極的に杜の都の環境づくりに取り組んでいくことが期待されます。

(1) 主体別の環境配慮行動の指針

持続可能な社会の実現に向けては、一人ひとりが環境に配慮したアクションを起こすことが重要です。

本指針をもとに、市民や事業者等が、自らの行動が環境に与える影響や果たすべき役割を 十分に認識し、日常生活や事業活動のさまざまな場面において、積極的に環境にやさしい行 動を実践することが望まれます。

なお、市役所は市内最大規模の事業者の一つであり、事業活動の主体として市民や事業者 の範となるよう率先して環境配慮行動に取り組みます。

① 市民に期待される役割と行動の指針

【役割】

環境問題に関心を持ち、理解を深めるとともに、環境にやさしいライフスタイルを心掛け、日常生活のさまざまな場面において、一人ひとりができることを積極的に実践します。 また、本市の豊かな自然の魅力や環境の価値を十分に認識し、家族や友人、職場などで伝え、共有することにより、環境配慮行動の輪を広げます。

【行動の指針】

ア 家庭内や外出先

- ・ 電気や水、ガスなどの節約に努める。
- ・ 生ごみは十分に水切りする。
- ・食品を無駄なく使う、食べ残しや作りすぎに注意するなど、食品ロス削減に努める。
- ・ ごみの分別を徹底し、リサイクルに努める。
- ・買い物には、マイバッグなどを持参し、レジ袋はもらわない。
- ・コンビニなどでは、割りばし、使い捨てのスプーンやフォークはもらわない。
- ・マイボトルを活用するなど、ペットボトル等の使い捨て容器の利用を控える。

- ・ ごみのポイ捨てをしない
- 環境ラベルがついた商品や、環境にやさしい原材料を使用した製品を選ぶ。
- ・ 食料品は、地元産や旬のものを選ぶ。
- ・リサイクルショップやフリーマーケット、スマートフォンのアプリ等を活用して、ものを再利用する。
- ・ 宅急便は、受け取る日時を指定するなど、再配達とならないよう気を付ける。

イ 住宅の建築・リフォーム時など

- ・ 高断熱材、ペアガラス、二重サッシの使用など、自宅の断熱性を高くする。
- ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用するとともに、蓄電池を設置する。
- ・LED照明や省エネ型の冷暖房、家電製品など、エネルギー効率のよい製品を選ぶ。
- ・ 自動車を購入する際は、燃費が良いなど、環境にやさしいものを選ぶ。
- ・ 庭やベランダなどで、木や草花、野菜を育てたり、緑のカーテンを設置する。

ウ 交通利用時

- ・ 自家用車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・ 自動車を運転する際は、急発進や急加速をしないなどエコドライブを心掛ける。
- カーシェアの利用や相乗りを心掛ける。

エ 環境学習など

- ・ 環境問題について関心を持ち、積極的に学ぶ。
- 環境に関する講座やイベントに参加する。
- ・ 地域の清掃や資源回収活動など、環境に関する活動に参加する。
- ・公園や川、海や森、里山などで自然や生きものに親しむ。
- ・ 地域の自然や歴史・文化などに関心を持つ。
- ・ 気候変動によるリスクに備えるため、ハザードマップ等であらかじめ住まいの地域の危険な場所や避難場所を確認するなど、大雨などの自然災害への備えを行う。また、こまめな水分補給を行うなど、熱中症の予防に努める。

② 事業者に期待される役割と行動の指針

【役割】

地域や消費者、取引先等に対する社会的責任を果たすとともに、環境への取り組みがコスト削減や企業価値の向上につながることを認識し、事業活動のあらゆる場面で、環境の保全及び創造に関する取り組みを積極的に実践します。環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報等については、積極的に公表することが期待されます。

また、他の事業者や市民団体、行政等との連携を深め、良好な環境づくりに努めます。

【行動の指針】

ア 事業所内

- ・従業員一人ひとりが、環境への取り組みがコスト削減等にもつながることを認識し、省 エネやごみの分別を徹底するなど、環境にやさしい行動を実践する。
- ・ クールビズ・ウォームビズの取り組みを進めるとともに、エネルギー消費量の「見える 化」を図るなど、従業員の省エネ意識を高める。
- ・ 会議資料や事務手続き等におけるペーパーレス化を進める。

イ 事業所の建設時など

- ・開発事業を検討する場合は、立地選定の段階から自然環境への影響の回避・低減を図る。また、周辺環境への影響を可能な限り小さくするなど、良好な環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討する。
- ・ 建築物の建築や改築時等には、再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、質の高い 緑化、木材等の再生可能な資源の活用等により、ZEBやグリーンビルディング等の環境に 配慮した建築物とする。
- ・ 生物多様性等に配慮し、敷地内への植栽や屋上・壁面の緑化に努めるともに、緑地の適切な維持管理を行う。
- ・エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を導入するとともに、エネルギーマネジメントシステムを導入するなど、効率的な運用に努める。
- ・ RE100の取り組みなど、使用する電力について再生可能エネルギーの割合を高める。
- ・ ハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車を導入するとともに、カーシェアを 利用するなど車両台数の削減に努める。

ウ 交通利用時や運送・配送時

- ・テレワークやビデオ会議を活用し、交通利用を減らすとともに、移動の際には、自動車 の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。
- ・ 自動車を運転する際は、急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減 するなどエコドライブを心掛け、燃料使用量を削減する。
- ・原料輸送や商品配送において、共同輸配送やモーダルシフトを推進するとともに、繰り返し利用できるパレットや輸送ケース等を利用する。

エ 商品・サービスの製造・販売時など

- ・ 温室効果ガスの排出が少ない、再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が 小さい商品やサービスを提供する。
 - 原材料の調達や商品購入に際しては、調達先の環境への影響を含め、環境負荷の小さいものを選択する。また、地産地消を推進するため、地元産の農作物や木材、水産品等を使用する。
- ・社会全体で環境への取り組みが推進されるよう、新たな技術や製品等の開発に努めると ともに、環境を重視した金融商品やサービスの提供等を行う。
- ・在庫数量の適正化や管理の徹底により、原材料や商品のロスを削減する。
- ・ エコラベルやカーボンフットプリント等により、商品の環境性能の「見える化」に取り組み、消費者への環境情報の提供に努める。

オ 環境の視点を取り入れた経営など

- ・ 事業活動による環境への影響や、環境への取り組みによるメリット等を十分に認識し、 環境を重視した経営を推進するとともに、従業員への環境配慮行動の浸透を図る。
- 「温室効果ガス削減アクションプログラム」への参加等を通じて、温室効果ガス削減に 向けた取り組みを推進する。
- ・環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表するなど、環境コ ミュニケーションを推進する。
- ・他の事業者との取引等においても、環境に配慮した事業者を優先するなど、取引先等の 関係者を含めた事業活動全体での環境への取り組みを推進する。
- ・ 環境に関する保全活動や講座、イベントへ積極的に参加するなど、地域と連携した良好 な環境づくりを進める。

③ 市民団体に期待される役割

【役割】

本市には、環境問題に対して高い意識を持ち、活動する市民団体が多く存在しています。 取り組みは、地域でのきめ細やかなものから、国際協力につながるものまで多岐にわたって おり、こうした市民団体の先進的かつ継続的な活動は、環境にやさしいライフスタイル・ビ ジネススタイルへの変革を促す大きな力となります。そのため、他の団体や事業者、行政な ど、多様な主体との連携を深めながら、積極的にその活動の輪を広げていくことが期待され ます。

また、活動経験や専門性を活かし、市民や地域の活動をコーディネートしたり、多様な活動を束ね大きく育てたり、地域における環境づくりのリーダーとなるなどの活躍も期待されます。

④ 教育機関に期待される役割

【役割】

保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校等は社会生活の基礎を学ぶための重要な役割を担っています。そのため、学校等では、子どもたちが暮らしと環境の関わりについて理解し、自ら学び、環境に配慮した行動を実践する力を身につけるための環境教育・学習の推進が求められます。そこでは、授業における知識の習得のみならず、地域等と連携しながら自然体験や環境美化活動などの体験を重視した環境教育・学習の推進も期待されます。

専門学校や大学等においては、その専門性を活かしながら、持続可能な社会づくりを牽引していくための人材育成に加え、専門的・科学的知見を踏まえた研究や技術開発等の推進が期待されます。

(2) 土地利用における環境配慮の指針

本市は、山から海までの広がりを持ち、豊かな森林や里地里山をはじめ、市街地のみどりや東部に広がる農地、多様な生きものが生育・生息する干潟や砂浜など、多様な自然環境を有しています。こうした「杜の都」の良好な環境を将来へと保全・継承するとともに、その魅力を発信し、地域の環境価値を高めていくためには、各地域の環境特性を理解し、適切な土地利用を進めていくことが必要です。

本指針は、本市の自然地理的特性や土地利用の状況等を踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に区分し、各地域における土地利用の基本的な考え方と環境に配慮すべき事項を示したものであり、土地利用にあたっては、本指針に沿って適切な環境配慮がなされることが望まれます。

なお、本指針は基本的な事項について示すものであり、実際の土地利用にあたっては、 個々の場所や土地利用の内容等に応じた環境配慮を検討することが必要です。



自然地理的特性や土地利用の状況を踏まえた5つの地域

① 山地地域における環境配慮の指針

【基本的な考え方】

本地域は、蔵王国定公園や県立自然公園船形連峰、同二口峡谷を含み、原生的な森林など、自然環境が極めて豊かな地域となっており、美しい自然景観を形成しています。豊かな森林は、二酸化炭素の吸収源としても重要です。また、本市の水源である七北田ダムや大倉ダム、青下ダムも存在しています。この地域の多くは自然公園や保安林等に指定されており、今後とも、自然とのふれあいの場としての活用を図りつつ、豊かな自然環境とこの地域に生育・生息する生きものを保全するとともに、私たちの生活に不可欠な水資源等を確保していくことが必要です。

【配慮の指針】

- ・ 自然環境が極めて豊かであり、本市の生物多様性や水資源等を確保する上で重要な地域 であることから、自然環境を保全し、原則として開発事業等は実施しない。
- ・ 自然とのふれあいの場として活用を図る場合は、生物多様性や景観、水象等の保全に最 大限配慮し、環境への影響を最小限とするよう努める。

② 西部丘陵地・田園地域における環境配慮の指針

【基本的な考え方】

本地域は、山地地域に連なり、都市近郊にあって豊かな自然環境を有している地域であり、 太白山県立自然環境保全地域や権現森、蕃山・斎勝沼緑地環境保全地域等を含んでいます。 また、この地域は、集落とそれをとりまく森林や農地、ため池等で構成され、多様な機能を 有する里地里山の環境を形成しています。

里地里山には、絶滅危惧種などの希少な動植物が多く生育・生息するため、本地域は、本市の生物多様性を保全する上で重要な地域です。また、美しい里地里山の景観の保全や、二酸化炭素の吸収源確保、土砂災害や洪水防止機能等の面からも重要であり、都市的な土地利用への転換にあたっては、慎重な対応が求められます。

また、里地里山は、人が自然との関わりを持つことで形成、維持されてきた環境であることから、森林や農地の適切な維持管理を進めるとともに、木材等の供給や自然とのふれあいの場として積極的に活用していくことが求められます。

【配慮の指針】

- ・本市の生物多様性の連続性を支えるとともに、二酸化炭素吸収や水源涵養、土砂災害防止など多様な機能を有する重要な地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。
- ・希少な生きものの生育・生息地や植生自然度の高い森林、地域住民に親しまれている自然 環境等については、原則として保全を図る。やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる 限り改変面積を小さくするとともに、動物の移動経路となる緑の回廊を確保するなど、環 境への影響を最小限とするよう努める。また、開発事業等の実施により生じた影響につい ては、その代償措置を実施する。
- ・ 森林や農地の適切な維持管理に努めるとともに、環境と調和した農林業等を実施する。また、森林資源等の持続的な利用を進める。
- ・農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。
- ・ 良好な里地里山の環境に生育・生息する動植物の保全に努めるとともに、生物多様性に配慮した緑化に努める。
- ・ 畜産業や林業等により発生する未利用のバイオマスについて、たい肥化や燃料化により、 有効活用を図る。
- ・ 森林保全活動や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める。
- ・ きれいな空気や水、静穏な音環境などの良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、

原風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。

・野生動物との適切な関係を保つため、果樹や野菜、生ごみなどを適切に管理する、動物が 隠れやすい藪を刈るなど、野生動物を人里に引き寄せないように努める。

③ 市街地地域における環境配慮の指針

【基本的な考え方】

本地域は、商業、業務、工業・流通、学術・文化、住宅等のさまざまな都市機能が集積している地域です。

仙台駅を中心とした都心部や、都市圏の活動を支える泉中央地区・長町地区、交通利便性 の高い地下鉄沿線区域等においては、土地の高度利用や都市機能の集積が求められます。一 方、資源・エネルギーの消費、廃棄物や汚染物質の排出など環境負荷が特に大きい地域でも あることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるとともに、災害時にも活用可能な再生 可能エネルギーを積極的に導入するなど、快適な暮らしの確保や、活力のある環境づくりが 求められます。

また、市民に安らぎを与える公園や街路樹、広瀬川等の親水空間が市街地に溶け込み、自然と都市が調和した都市環境は、本市の大きな魅力となっています。今後とも、都市の生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和、雨水流出抑制、市民や来訪者等の憩いの場の創出など、市街地のみどりが持つ多様な機能に着目しながら、その保全・創出を図ることにより、風格・品格のある魅力的な都市空間を形成していくことが求められます。

【配慮の指針】

- ・ ZEBやグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物の整備に努める。また、ZEHをは じめとした快適でエネルギー性能の高い住宅の建設に努める。
- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーや、エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・ 機器を積極的に利用するとともに、面的なエネルギー利用に努める。
- ・ 自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動する。また、ICTの 活用や物流の合理化等により、自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。
- ・ 健全な水循環の確保やヒートアイランド現象の緩和を図るため、透水性舗装や地表面の 緑化などに努める。
- ・ 都市の生物多様性の保全に配慮し、市街地に残された貴重な緑を保全するとともに、敷 地内等の積極的な緑化を進める。
- ・ 質の高い緑地空間の確保やオープンスペースの有効活用等により、市民や来訪者等が憩 い楽しめる場を創出するなど、杜の都にふさわしい魅力的な都市空間の形成に努める。
- ・ ワンウェイ(使い捨て)プラスチックや食品ロスの削減に努めるなど、ごみの減量と資源の有効利用を進める
- ・ 地元産の木材や農作物を利用するなど、地産地消に努める。
- ・環境基準の遵守はもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどの保全に努める

④ 東部田園地域における環境配慮の指針

【基本的な考え方】

本地域は、水田等のまとまった農地が広く分布しており、食料生産の場として本市の食を 支えるとともに、地域に根差した原風景が形成されています。水田等の農地は、独自の生態 系を構成しており、生物多様性の保全の観点からも重要です。また、気候緩和機能や洪水調 節機能等を備えるなど、多様な機能を有しています。

このような環境面における水田等の価値を再認識し、農地としての利用を推進するととも に、都市的な土地利用への転換にあたっては慎重な対応が求められます。

【環境配慮の指針】

- ・ 食料供給を担うとともに、生物多様性の保全や洪水防止など多様な機能を有する重要な 地域であることから、保全に努め、開発事業等はできる限り回避する。
- ・ やむを得ず開発事業等を行う場合は、できる限り改変面積を小さくする。また、周辺環境との調和や水田環境に生育・生息する動植物の保全を図るなど、環境への影響を最小限とするよう努める。
- ・ 農薬や化学肥料の使用低減に努めるなど、生物多様性や周辺環境に配慮した農業を進める。
- ・ 自然観察や体験型農園など、自然とのふれあいの機会の創出に努める
- ・ きれいな空気や水、静穏な音環境等の良好な生活環境や、地域に根差した歴史・文化、原 風景等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然とのふれあいの場や環境教育・ 学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。

⑤ 海浜地域における環境配慮の指針

【基本的な考え方】

本地域は、仙台湾海浜県自然環境保全地域を含み、長大な砂浜や、海岸林、鳥獣保護区特別保護地区である蒲生干潟や井土浦の干潟などで形成されています。希少種を含む多様な動植物が生育・生息するとともに、国の天然記念物であるコクガンや、シギ・チドリ等の水鳥の飛来地にもなっており、本市の豊かな生物多様性を支える重要な地域です。また、海岸公園などの自然とのふれあいの場や、貞山堀などの文化的資源があり、今後とも、自然環境の保全を図りながら、資源を積極的に活用していくことが求められます。

【環境配慮の指針】

- ・干潟や砂浜など多様な生きものが生育・生息する自然環境を保全し、原則として開発事業等は実施しない。
- ・ 多様な生きものの生息環境であり、防災上も重要である海岸林の再生を進める。
- ・ 地域に根差した歴史・文化等の保全に努める。また、これらの魅力を発信し、自然との ふれあいの場や環境教育・学習の場として活用するなど、地域資源の価値を高める。
- ・ 自然観察や海岸の美化活動など自然とのふれあいの機会の創出に努める。

2 計画の推進体制

環境都市像の実現に向けては、各主体が立場を越えて連携・協力しあいながら、さまざまな取り組みを推進していく必要があります。ここでは、計画を着実かつ効果的に進めていくための推進体制について示します。

(1) 市民協働による推進

この地に住まう人々によって今日まで大切に守り育まれてきた「杜の都」の良好な環境を将来へと継承していくためには、行政、市民、事業者、市民団体等のあらゆる主体が、環境づくりの担い手となり、協働して取り組みを進めていくことが必要です。

また、人口減少や少子高齢化の進行、ICTの革新やSNSなどによる高度情報化、国際化の進展など、社会状況が大きく変化し、環境課題も多様化、複雑化する中においては、これまでにない新たな視点や考え方での取り組みが求められます。

こうした中、各主体が「杜の都」の環境づくりの目標や方向性を共有しながら、役割に応じて持てる力を最大限発揮し、互いの力を引き出しながら、連携、協力しあうことにより相乗効果を生み出し、環境都市像の実現を目指します。

また、各主体が連携、協力しあう過程で、単独ではなしえなかった創造的な発想・取り組みを生み出し、計画の推進力を高めていきます。

(2) 市役所内の横断的連携による推進

環境施策は、まちづくりや観光、経済など行政の幅広い分野と深く関わっており、計画の 推進にあたっては庁内の横断的な連携が必要不可欠です。

本計画を市役所内の各部局が一丸となって推進していくため、市長を本部長とし、各局・ 区長等で構成する「杜の都環境プラン推進本部会議」において、施策の総合的な調整を行い ます。

また、本計画を通じて、職員一人ひとりが環境に対して高い意識を持ち、環境面からの視点をもって各自の業務に取り組みます。

(3) 近隣自治体等との連携による推進

本市が取り組むべき環境課題には、長期的・広域的な視点にたって対策を講じていくことが 求められる事柄も少なくありません。そのような課題に対しては、市内はもとより、市外の環 境や社会の状況も踏まえ、市域を越えて近隣自治体とパートナーシップを取りながら、取り組 みを推進していきます。

また、国や県が取り組む環境施策とも十分に連携・調整を図ることにより、本計画に基づく取り組みを効果的に進めます。

さらに、東北の中枢都市として、東北全体の環境を牽引することを目指し、近隣自治体も巻き込みながら、先導的な取り組みを進めるとともに、その取り組み等について積極的に情報を発信します。

3 計画の進捗管理

本計画については、PDCA サイクル(事業の「計画」(Plan)、「実施」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action)の循環)により、進捗管理を行います。

本計画に掲げる定量目標の進捗状況や取り組みの実施状況等については、庁内組織である「杜の都環境プラン推進本部会議」で進行管理を行うほか、学識経験者や市議会議員、各種団体の代表、関係行政機関の職員で構成される「仙台市環境審議会」において審議を行い、必要に応じて計画を見直すなど、より効果的な環境施策の推進につなげていきます。

また、本市の環境の状況や計画の進捗状況等については、年次報告書「仙台市の環境」やホームページ等で分かりやすい形で広く公表します。

4 市の率先行動の推進

市役所は行政機関であると同時に大規模な事業者・消費者として地域に大きな影響を及ぼす立場にあることから、その社会的責任を果たすとともに、市民や事業者の取り組みを先導するため、率先して環境配慮行動に取り組むことが求められます。

このことから、本市独自の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」に基づき、公共施設等において再生可能エネルギーや高効率機器等の導入を進めるとともに、業務の効率化や職員の省エネ行動の徹底を図り、温室効果ガスの排出削減に努めます。また、ごみの分別徹底やICTを活用したペーパーレス化など、ごみの減量・リサイクル推進に向けた取り組みを進めるほか、環境にやさしい製品やサービスを優先するグリーン購入の取り組みを推進します。こうした環境配慮の取り組み状況や、本市の業務に伴う温室効果ガスや廃棄物の排出量等の実績については、ホームページ等を通じて公表します。

本市が実施する公共事業については、環境への配慮を徹底するため、構想段階や計画段階など 早期から環境への影響について配慮・調整する仕組みである「環境調整システム」を適切に運用 することにより、環境の保全及び創造に努めます。また、建替が予定される新本庁舎や区役所に ついては、脱炭素化に向けた取り組みやグリーンインフラの導入など、杜の都にふさわしい庁舎 を実現します。

5 SDGs との関係

本計画に掲げる分野別施策と SDGs の関係は以下のとおりであり、本計画を推進することで、 SDGs の達成にも貢献していきます。

		1 ### #####	2 mms	3 # 3 ##≥据性€ —///◆	4 ROBUNTE	5 %=>9-746 \$#RU49
	「杜の都環境プラン」全体		0	0	0	
脱炭素都市づくり		0		0		
①脱炭素型のまちの構造を	ア 脱炭素型の都市の骨格をつくる					
つくる	イ 自然の働きを活かしたまちづくりを進める					
②脱炭素型のエネルギー	ア エネルギーの地産地消を進める					
システムの構築を進める	イ 脱炭素型の建築物の普及を進める					
③環境にやさしい交通への	ア エネルギー効率の高い公共交通体系の構築と利活用を進める					
転換を進める	イ 環境にやさしい交通手段の利用を促す					
④脱炭素なライフスタイル・ビ ジネススタイルを定着させる	ア 行動の輪を広げる				0	
⑤気候変動によるリスクに 備える	ア 適応策を推進する		0			
自然共生都市づくり			0		0	
①豊かな自然環境と多様な	ア 豊かな自然環境を保全する					
生きものを守る	イ 生物多様性の保全に向けた取り組みを進める					
	ア 自然への適切な働きかけを推進する		0			
②恵み豊かな里地里山を 活性化させる	イ 地域の自然を活かした産業や文化を振興する					
	ウ 野生動物との適切な関係を保つ					
③グリーンインフラをまち	ア まちのみどりを守り、活用する					
づくりに活かす	イ まちのみどりを増やす					
④自然や生きものへの愛着を	ア 自然や生きものの魅力に気づくきっかけづくり				0	
はぐくむ	イ 自然や生きものとのふれあいの機会の充実					
資源循環都市づくり						
①資源を大切に使う行動を 定着させる	ア ごみの減量に向けた行動の定着を図る					
②資源の有効利用を進める	ア リサイクルの推進と拡大を図る					
③廃棄物の適正な処理体制を	ア 廃棄物の排出ルールの徹底を図る					
確保する	イ 将来にわたり安全安心で安定的なごみ処理体制の確保を図る					
快適環境都市づくり				0		
	ア 大気環境等を保全する			0		
①健康で快適な生活環境を 保全する	イ 水環境を保全する			0		
	ウ 土壌・地盤環境を保全する			0		
②開発事業等における自主的な 取り組みを促進する	ア 開発事業等における環境配慮を促す			0		
per vitar y e per y o	ア 良好な景観を保全・形成する					
③地域の環境資源を活かした	イ 心地よく魅力ある空間を保全・創造する					
魅力的なまちづくりを進める	ウ 市民の主体的なまちづくり活動を推進する					
	エ 環境の美化を進める					
行動できる人づくり					0	
	ア 環境に関する学びの機会や場を創出する				0	
①環境にやさしい行動の輪を 広げる	イ 人材を育成し、活躍の場を広げる				0	
	ウ 行動を支援する				0	
②環境にやさしいライフスタイ ル・ビジネススタイルを定着	ア 環境に配慮した行動が広がる仕組みを整える					
ル・ピンネススタイルを定着 させる	イ 環境についての情報発信や交流・連携を進める				0	

6 安全な水とトイル を世界中に	7 まれずーをみんなに もしてクリーンに	8 時まがいら 要求从来ら	g 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や田の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候交動に 具体的位射機会	14 #offnet	15 \$0\$ \$0\$	16 平和と公正を すべての人に	17 N-67-5976 Billediglas
À	7 ****	111		10 APRIORES	A	CO		14 #0###################################	♣ ~~		₩
0	0	0	0		0	0	0	0	0		0
	0	0	0		0	0	0		0		0
	0		0		0						
					0				0		
	0		0			0	0				
	0		0			0					
	0				0						0
	0		0		0						
	0	0	0			0					0
					0		0				
0					0	0	0	0	0		0
0								0	0		
0						0		0	0		0
0					0				0		
					0	0			0		
						0			0		
					0				0		0
0					0		0		0		0
						0					0
					0	0					0
	0		0		0	0	0	0			0
			0		0	0					0
	0		0		0	0		_			0
					0	0		0			0
	0				0	0	0				0
0					0	0		0	0		0
					0	0					
0						0		0			
											+
					0	0					-
					0				0		+
					0						0
						0		0			0
	0	0	0		0	0					0
											0
											0
											0
	0	0	0		0	0					0
						0					0